

令和7年度～令和11年度

津和野町こども計画

令和7年3月
津 和 野 町

はじめに

令和5年4月に、次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指す「子ども基本法」が施行されました。

また、これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つの子どもに関する大綱を一つに束ねた「子ども大綱」が閣議決定されています。

本町においては、これまで「津和野町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、少子化対策や子育て支援策を推進してまいりましたが、この度、「第2期 津和野町子ども・子育て支援事業計画」が令和7年度末をもって終了することに伴い、「子ども基本法」第10条に基づき、「子ども大綱」及び「島根県子ども計画」を勘案し、子ども施策を社会や地域全体で包括的に推進する「津和野町子ども計画」を策定いたしました。

本計画では、『次代を担う子ども・若者が幸せに暮らせる社会』、『結婚・出産・子育ての希望をかなえ、安心して暮らせる社会』の実現を目指し、町民の皆さんや関係機関と連携を図りながら、計画に掲げた各施策を着実に推進してまいりたいと考えています。今後も皆さまの一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、ご意見、ご提言をいただきました皆さんに心からお礼を申し上げます。

令和7年3月

津和野町長 下森博之

目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1. 計画策定の背景および趣旨.....	1
2. 計画の目的	1
3. 計画の位置づけ・期間	2
(1)計画の位置づけ	2
(2)計画の対象者	2
(3)計画の期間	2
4. ニーズ調査について	3
第2章 こどもや子育てを取り巻く現状.....	4
1. 人口等の推移と世帯の状況.....	4
(1)人口等の推移	4
(2)世帯の状況.....	6
2. 子ども・子育て支援の現状.....	10
(1)子育て支援サービスの現状	10
(2)町内小中学校の現状.....	14
(3)子ども・若者意識調査からわかる現状.....	16
(4)ニーズ調査から見えてくる今後の利用希望	18
第3章 計画の展開と取り組み.....	22
1. 計画の基本的な考え方	22
2. 基本理念	23
3. こども施策の体系.....	24
4. 施策の具体的な内容	25
第4章 子ども・子育ての事業計画.....	58
1. 区域設定	58
2. 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策.....	58
(1)1号認定(3～5歳、保育施設等での保育の必要性がない子ども)	58
(2)2号認定(3～5歳、保育施設等での保育の必要性がある子ども)	58
(3)3号認定(0～2歳、保育施設等での保育の必要性がある子ども)	59
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	60
(1)利用者支援事業.....	60
(2)延長保育事業	60
(3)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	61
(4)子育て短期支援事業(ショートステイ)	61
(5)乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)	62
(6)養育支援訪問事業	62
(7)子育て世帯訪問支援事業	62
(8)地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)	63
(9)一時預かり事業	63
(10)病児・病後児保育事業	63
(11)ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)	64
(12)妊婦に対する健康診査	64
(13)乳児等通園支援事業	65
(14)産後ケア事業	65
(15)子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業	66
第5章 計画の推進.....	67
1. 推進体制	67
2. 計画の点検・評価	67
3. 計画の見直し	67

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景および趣旨

津和野町においては、令和2年（2020年）4月に「津和野町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、少子化対策や子ども・子育て支援策などを推進してきました。

その間においても、全国的に出生数は年々減少し、令和5（2023）年の全国の出生数は72.7万人と過去最少となりました。また、合計特殊出生率も低下傾向にあり、同年の全国の合計特殊出生率は1.20で過去最低となり、少子化、そしてそれに伴う人口減少には歯止めがかかるない状況です。

津和野町においても、全国的な少子化傾向の影響を受け、令和5年（2023）年の出生数は17人と過去最少となり、合計特殊出生率も1.18と、全国的にも低く過去最低となっています。

雇用の不安定さや長時間労働、家事・育児の負担、子育てや教育に係る経済的負担の重さなど、就職や結婚、子育てといった大事なライフイベントが重なる時期において、若い方々の将来不安が解消されず、結婚すること、また子どもを産み育てることをためらう、或いは望んでも実現しにくいといった状況が結果的に大きく影響しているものと考えられます。

こうした中で国においては、令和5（2023）年4月に、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進するための包括的な基本法として「子ども基本法」が施行されました。日本国憲法、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、子どもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すこととされています。また同年12月には、これまで別々に策定されてきた少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく3つの子どもに関する大綱を一つに束ね、子ども施策の基本的な方針等を一元的に定めた「子ども大綱」が閣議決定されました。市町村においても、子ども基本法の規定により、子ども大綱、都道府県子ども計画を勘案して子ども施策を総合的に推進するための子ども計画の策定に努めることとされています。

2. 計画の目的

津和野町では、多世代同居の割合が高く、待機児童率も低いことなどを背景に、子育てしながら働きやすい環境があります。このような強みを活かしながら、出生率が向上し、人口減少に歯止めをかけられるよう、若い世代が安心して働き、結婚や出産・子育てできるような環境をさらに充実させていくことが必要です。

また、子ども一人ひとりが健やかに成長することができるよう、幼児期の教育・保育、子育て支援の適切な量の確保・質の向上等に取り組むとともに、児童虐待や貧困等様々な困難を抱える子どもを含めたすべての子どもが健やかに成長できるよう、支援体制の強化を図る必要があります。

第2次津和野町総合振興計画の基本理念である「人と自然に育まれ、ぬくもりのある交流のまちづくり」により、次代を担う子ども達が津和野町で生まれ育ち、ひとり一人が主体的に幸せに暮らし続けられる津和野町を目指します。

こうした状況により、令和6年度で計画期間満了を迎える「津和野町子ども・子育て支援事業計画」の改訂にあたり、子ども・子育て支援、次世代育成支援対策、ひとり親家庭自立支援、子ども・若者育成支援、子どもの貧困対策について一体的に推進することを目

的として「津和野町こども計画」を策定することとしました。

3. 計画の位置づけ・期間

(1) 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条第2項の規定に基づく市町村こども計画として位置づけられるもので、以下の個別法に基づく計画を一体化し、町のこども施策を総合的に推進することを目的として策定しています。

- ・子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に規定する、市町村子ども・若者計画
- ・子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に規定する、市町村計画
- ・次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく市町村行動計画
- ・子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条第1項に基づく自立促進計画

また、この計画は、津和野町総合振興計画をはじめ、下記の計画との整合性を図り、連携して施策を推進しています。

- ・津和野町地域福祉計画
- ・津和野町健康増進計画（健康つわの21計画）
- ・津和野町障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画
- ・津和野町「食」と「農」のまちづくり計画
- ・津和野町教育ビジョン

(2) 計画の対象者

この計画に定めるこども施策とは、次の3つを言います。

- ・子どもの健やかな成長や、結婚・妊娠・出産・子育てに対する支援を主たる目的とするこども施策
- ・こどもや子育て家庭に関する施策
- ・こどもに関する施策と連続性を持って行われるべき若者に関する施策

また、この計画の施策の対象者は、こども基本法及びこども大綱に定める「こども（心身の発達の過程にある者）」と「若者」、「子育て当事者」です。

○「こども」は次の区分に分けられます。

- ・「乳幼児期」（義務教育年齢に達するまで）
- ・「学童期」（小学生年代）
- ・「思春期」（中学生年代からおおむね18歳まで）
- ・「青年期」（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満）

○「若者」には法令上の定義はありませんが、前述の「思春期」及び「青年期」にあたるため、「こども」と「若者」は重なり合う部分があります。

(3) 計画の期間

計画の期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。

4. ニーズ調査について

本計画の策定にあたり、子どもや子育て家庭の実態やニーズを把握し、計画に反映させるため、「津和野町子ども・子育て支援事業計画策定に係るアンケート調査」、「津和野町子ども・若者意識調査」を実施しました。

【津和野町子ども・子育て支援事業計画策定に係るアンケート調査】

実施期間	令和5年8月21日～令和5年9月29日
調査対象	0歳～小学5年生の児童のうち、就学前・小学生のそれぞれにおいて、世帯の中で最年少の児童の保護者
対象人数	就学前児童の保護者 116人 小学校児童の保護者 156人 合計 272人
調査方法	町内保育所等は、各施設を通じて配布・回収。 在宅・保育所広域入所児童・小学校児童は、郵送にて配布・回収。
回 収 率	就学前児童の保護者 68.1%(79人) 小学校児童の保護者 63.5%(99人) 合計 65.4%(178人)

【津和野町子ども・若者意識調査】

実施期間	令和6年11月18日～令和6年12月27日
調査対象	小学4年生～29歳の子ども・若者
対象人数	小学4年生～6年生 127人 中学生 133人 高校生相当 159人 19歳～29歳 306人 合計 725人
調査方法	町内小中学生は、各学校を通じて配布、郵送にて回収。 高校生相当及び19歳～29歳は、郵送にて配布・回収。 調査用紙に QR コードを付し、スマートフォン等からの回答も可能とした。
回 収 率	小学4年生～6年生 62.2%(79人) 中学生 42.1%(56人) 高校生相当 54.7%(87人) 19歳～29歳 41.8%(128人) 合計 48.3%(350人)

第2章 こどもや子育てを取り巻く現状

1. 人口等の推移と世帯の状況

(1) 人口等の推移

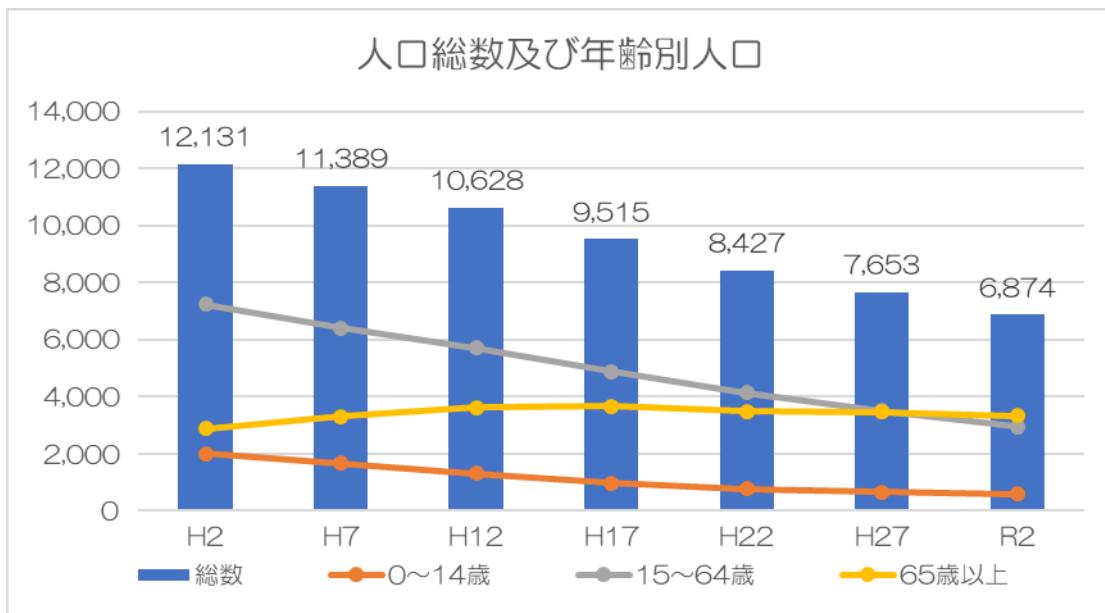
① 総人口および年齢別人口の推移

本町の人口の推移を見ると、減少を続けており、全ての年齢において減少しており、構成割合は65歳以上が年々増加しており、少子高齢化が一層に進行しています。

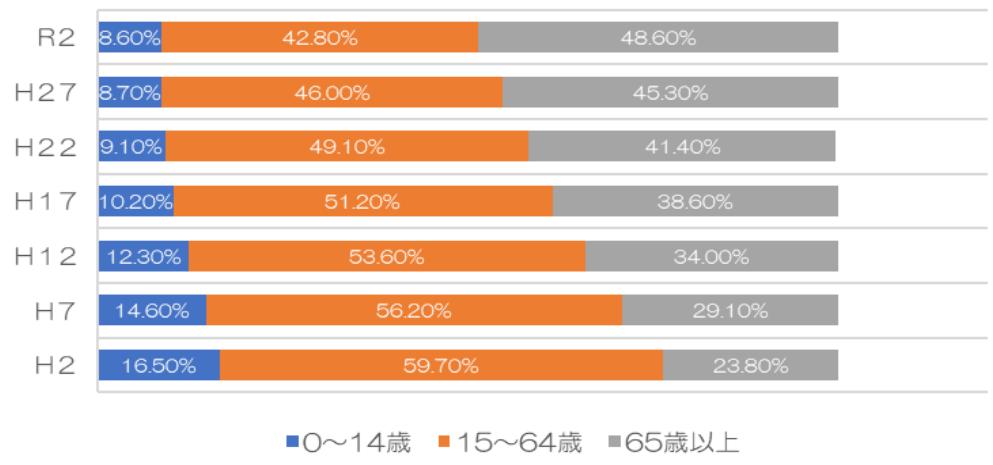
■ 年齢別人口比較表

		H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2
人口	総数	12,131	11,389	10,628	9,515	8,427	7,653	6,874
	0～14歳	2,001	1,665	1,309	967	766	661	593
	15～64歳	7,243	6,405	5,701	4,875	4,134	3,515	2,944
	65歳以上	2,887	3,319	3,618	3,673	3,487	3,462	3,337
割合	0～14歳	16.5%	14.6%	12.3%	10.2%	9.1%	8.7%	8.6%
	15～64歳	59.7%	56.2%	53.6%	51.2%	49.1%	46.0%	42.8%
	65歳以上	23.8%	29.1%	34.0%	38.6%	41.4%	45.3%	48.6%

(国勢調査より：総数は年齢不詳を含み、構成割合は年齢不詳分を除いた年齢区分毎の割合)



年齢3区分人口比の推移

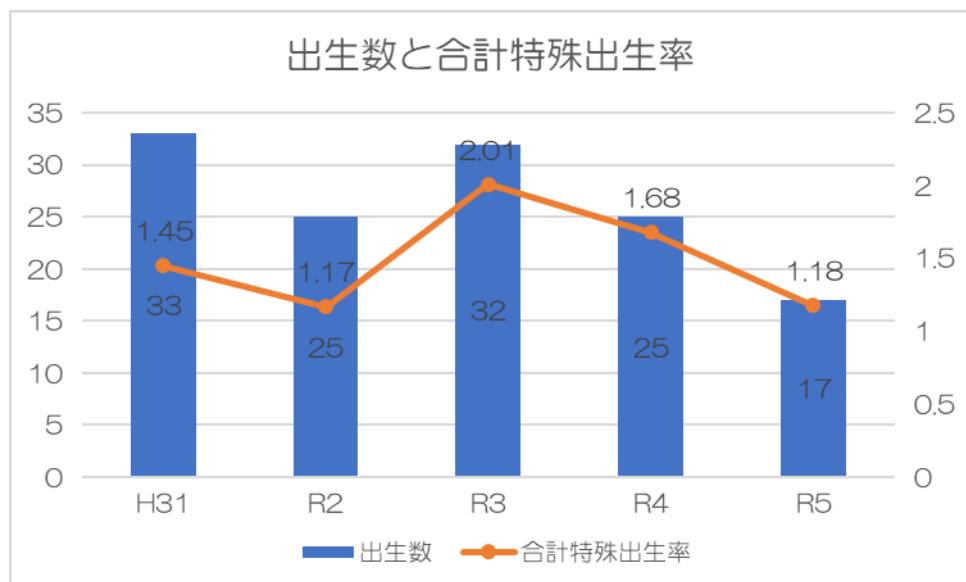


②出生数および出生率の推移

本町の出生数は、平成31年から令和4年の間ではほぼ横ばいですが、令和5年は大幅に減少しています。合計特殊出生率（15歳～49歳の女性が生涯に産む子どもの数）も出生数の減少とともに低下しており、人口維持に必要な水準（2.08前後）を下回っている状況にあります。

■出生数および出生率

	H31	R2	R3	R4	R5
出生数	33	25	32	25	17
合計特殊出生率	1.45	1.17	2.01	1.68	1.18



(2)世帯の状況

①世帯構造の推移

本町の世帯構造の推移を見ると、人口減少に伴い、世帯数は減少しています。また、1世帯あたり人員も年々減少しており、世帯規模の縮小（核家族、単独世帯の増加等）が一層進行しています。

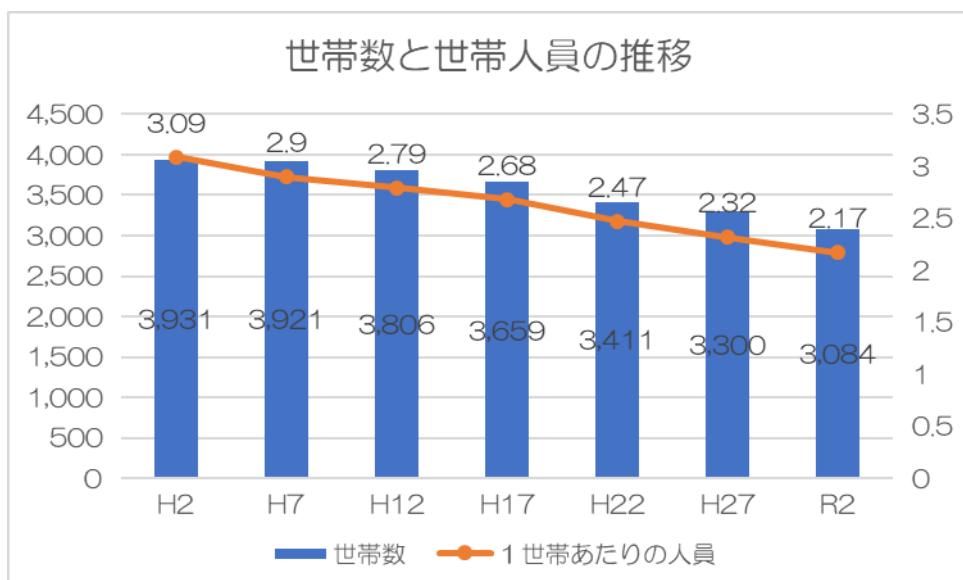
ひとり親世帯数（単独世帯）は減少していますが、割合はおおむね横ばいで推移しており、全世帯の3%弱となっております。

また、子育て家庭のひとり親世帯の割合は、ニーズ調査の回答者のうち、就学前児童で5%、小学校児童で15%と高い割合になっています。

■世帯構造の推移

	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2
世帯数	3,931	3,921	3,806	3,659	3,411	3,300	3,084
1世帯あたり人員	3.09	2.9	2.79	2.68	2.47	2.32	2.17

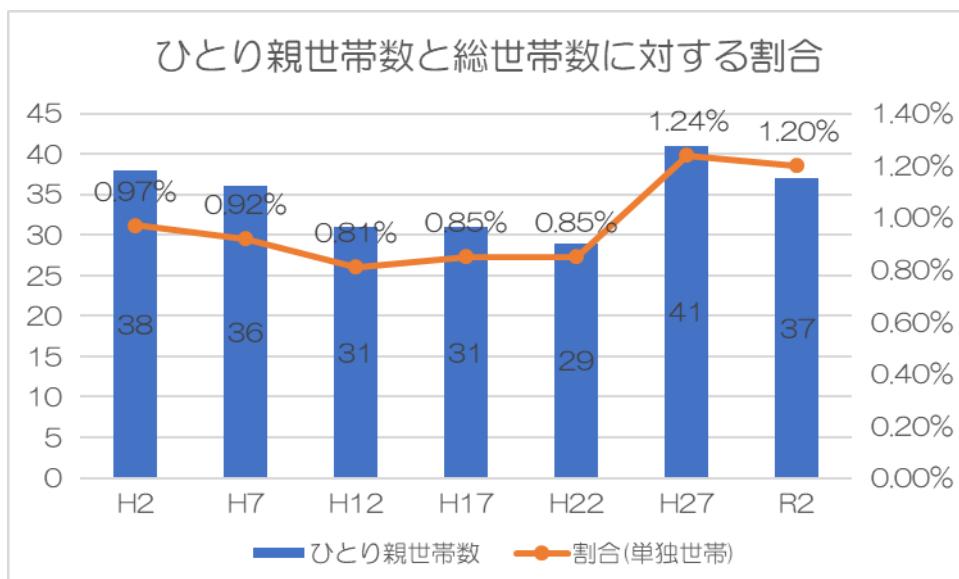
（国勢調査より）



■ひとり親世帯の推移

	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2
ひとり親世帯数 (単独世帯)	38	36	31	31	29	41	37
ひとり親世帯数 (単独世帯以外)					49	70	53
合計					78	111	90
割合(単独世帯)	0.97%	0.92%	0.81%	0.85%	0.85%	1.24%	1.20%
割合(合計)					2.26%	2.12%	2.92%

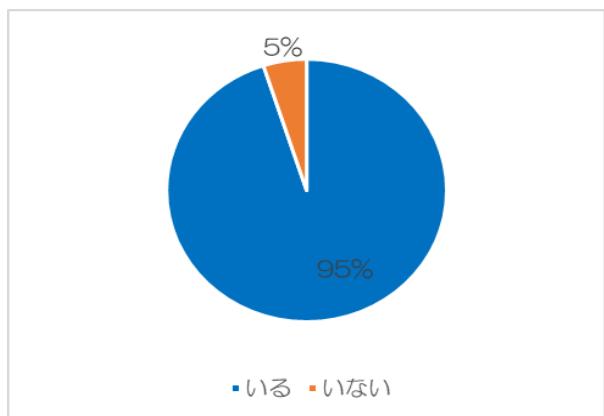
(国勢調査より)



ニーズ調査より

○配偶者の有無について（ニーズ調査票：問5）

(就学前)



(小学生)



②産業構造の推移

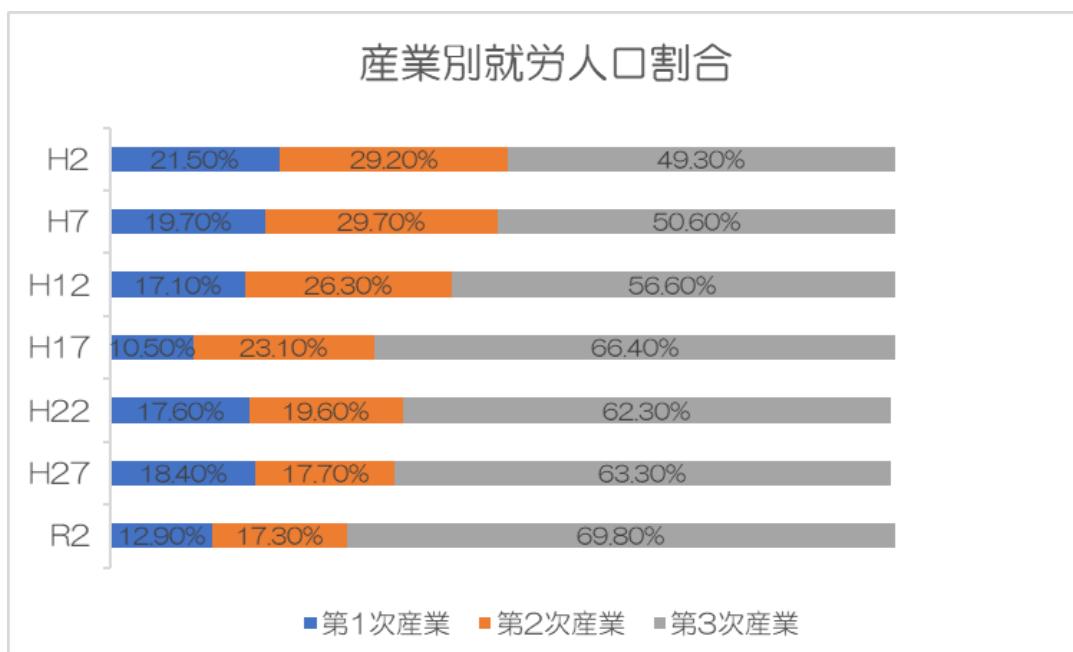
本町の産業構造の推移を見ると、第1次産業及び第2次産業の割合は減少傾向にあります。第3次産業は増加傾向にあり、令和2年には69.8%となっています。

サービス業を中心とする第3次産業は、消費者の志向に合わせた就労環境にあることが予想され、労働時間や休日等の面で、保護者が子どもと過ごす時間に大きな影響を与えていることが考えられます。

■産業別就労人口割合

		H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2
人口	総数	6,445	6,154	5,328	4,255	4,150	3,851	3,294
	第1次産業	1,386	1,211	913	446	735	714	426
	第2次産業	1,881	1,830	1,400	985	818	686	571
	第3次産業	3,178	3,113	3,015	2,824	2,597	2,451	2,297
割合	第1次産業	21.5%	19.7%	17.1%	10.5%	17.7%	18.5%	12.9%
	第2次産業	29.2%	29.7%	26.3%	23.1%	19.7%	17.8%	17.3%
	第3次産業	49.3%	50.6%	56.6%	66.4%	62.6%	63.7%	69.8%

(国勢調査より)



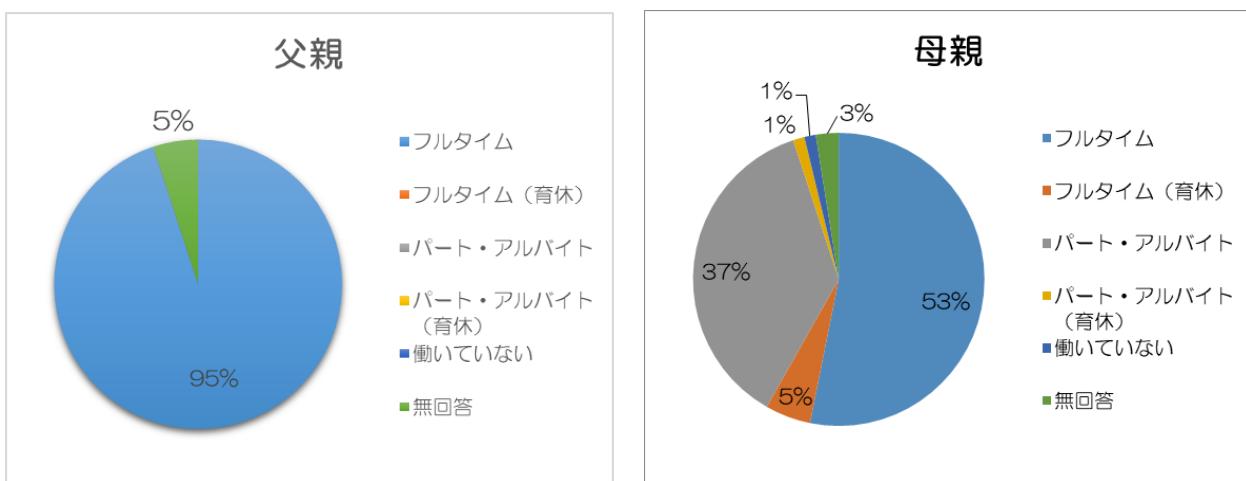
③就業状況

ニーズ調査より子育て家庭の保護者の就労状況をみると、母親の就業率（休業中含む）が就学前児童で96%、小学校児童では95%と高く、子育て世帯において共働き家庭の割合が多いことがわかります。

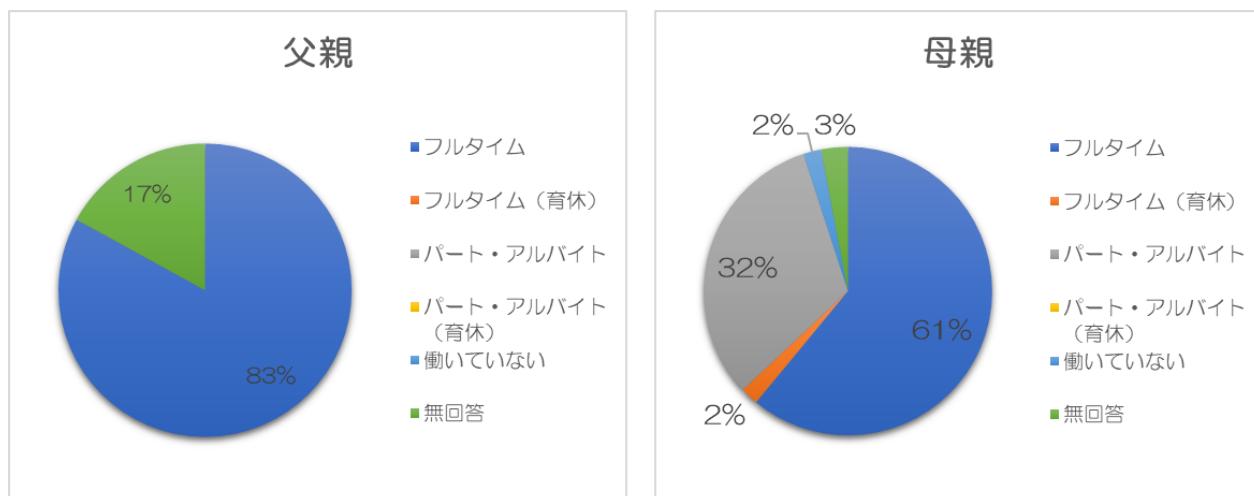
ニーズ調査より

○保護者の就労状況について（ニーズ調査票：就学前 問12、小学生 問11）

（就学前）



（小学生）



2. 子ども・子育て支援の現状

(1)子育て支援サービスの現状

①保育施設の利用状況

令和6年4月1日現在、町内の保育施設は7か所あり、定員は合計163人となっております。入所児童数は130名で、充足率は79.8%です。

また、令和2年度を除いて各年度の4月1日には充足率が70%～80%前半ですが、各年度末の3月1日現在では充足率が80%～90%程度となっており、年度途中入所児童数が増加していることがいえます。

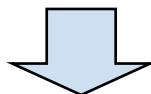
令和4年度からすべての児童の保育料を無償化しており、特に0歳児の年度途中入所が増加しています。

○保育施設入所の状況

(各年度4月1日現在)

	R2	R3	R4	R5	R6
認可保育所数	3	3	3	3	3
認定こども園数	0	0	1	1	1
地域型保育事業所数	4	4	3	3	3
定員合計	205	205	176	176	163

入所児童数	191	150	143	133	130
充足率	93.2%	73.2%	81.3%	75.6%	79.8%

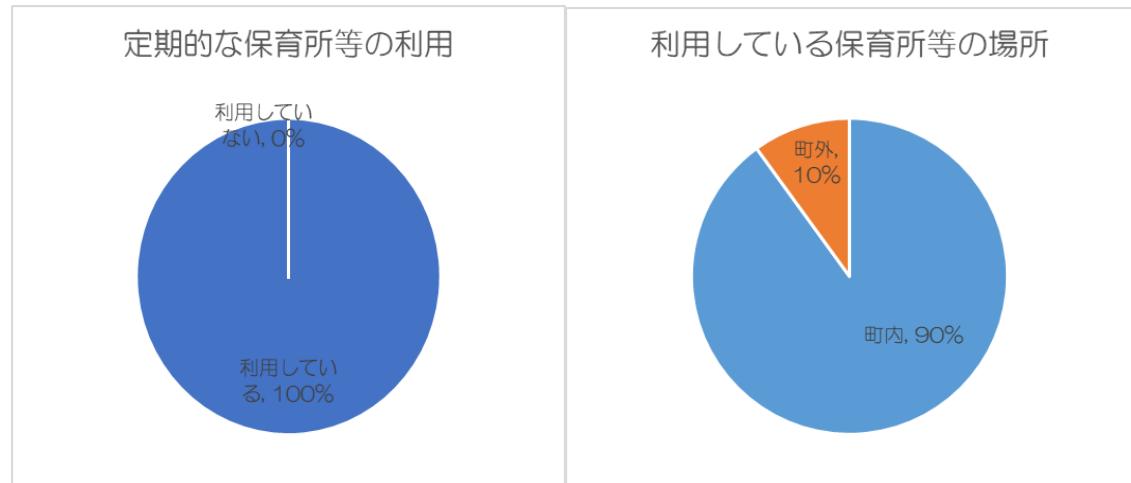


(各年度3月1日現在)

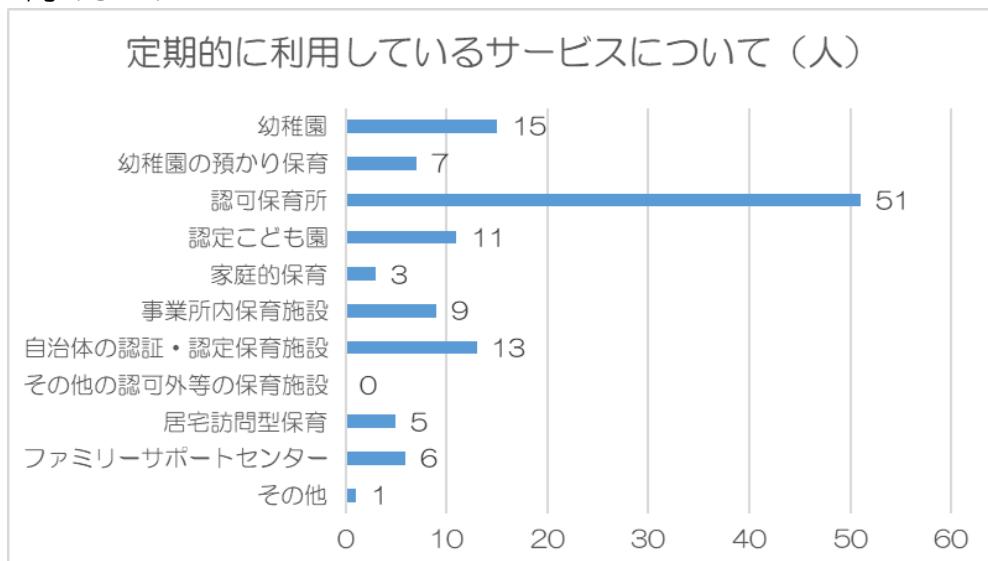
入所児童数	205	170	164	150	138
充足率	100%	82.9%	93.2%	85.2%	84.7%

ニーズ調査より

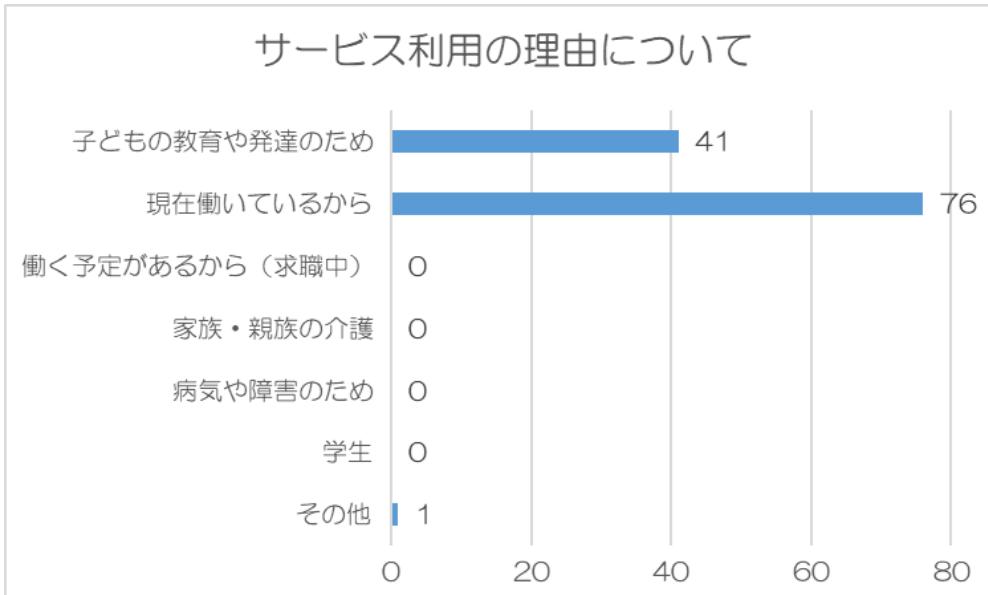
○定期的に利用しているサービスについて（ニーズ調査票：就学前 問15、15-1,2,4）
(就学前) 問15 問15-3



問15-1



問15-4



②子育て支援サービスの利用状況

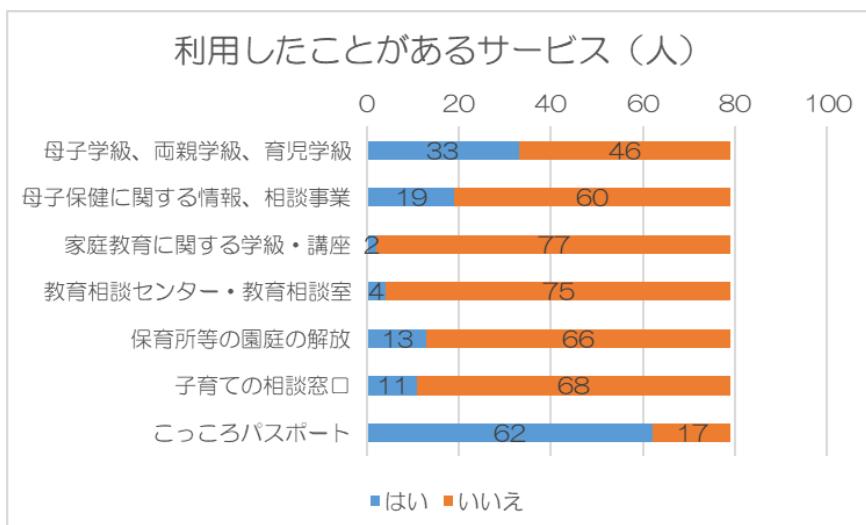
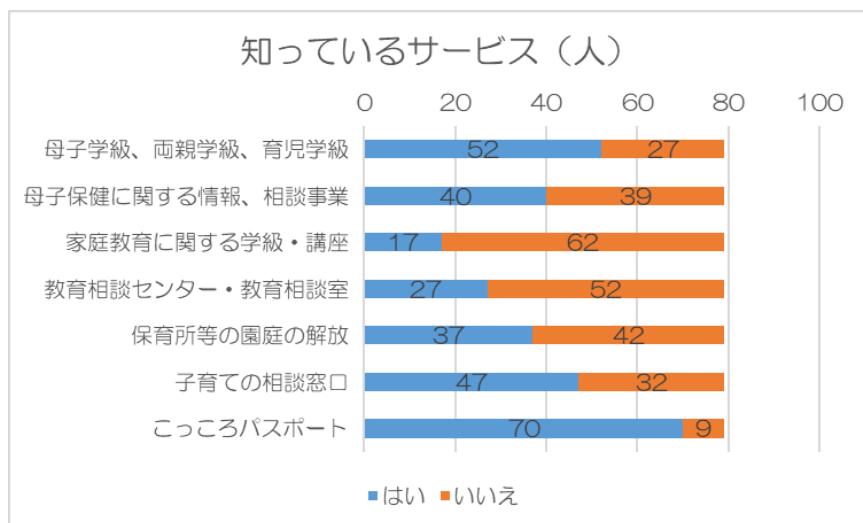
○各保育施設のサービス実施状況

	津和野 幼花園	木部さとや ま保育園	畠迫 保育園	直地 保育園	青原 保育園	日原 保育園	山のこども園 うしのしっぽ
延長保育	○	○	○	○	○	○	○
一時保育	○	○	○	○	○	○	○
乳児保育	○	○	○	○	○	○	○
障がい児保育	○	○	○	○	○	○	○
休日保育	×	×	×	×	×	×	×
夜間保育	×	×	×	×	×	×	×
病児・病後児保育	×	×	×	×	×	○	×
育児相談	○	×	○	○	○	○	○
地域開放	○	×	○	×	○	○	○
園庭開放	×	×	○	○	○	○	○

(令和6年4月1日現在)

ニーズ調査より

○知っているもしくは利用したことがあるサービスについて（ニーズ調査票：就学前 問19）



③放課後児童クラブの利用状況

放課後児童クラブの利用者は令和3年度に減少しましたが、それ以降は横ばいの数値となっています。今後も児童数は減少していきますが一定量のニーズはあり、会員数については横ばいが続くと考えています。

○放課後児童クラブ入会の状況

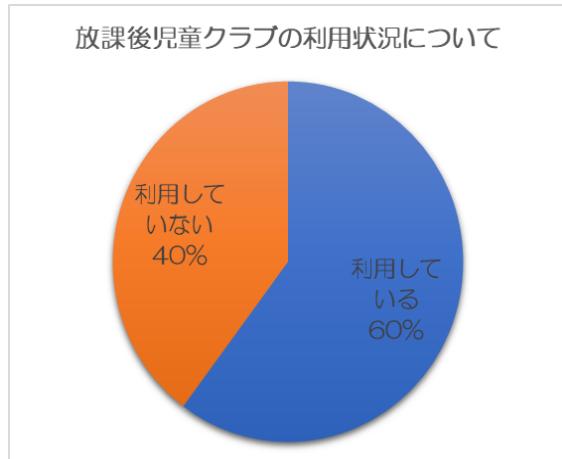
	R2	R3	R4	R5	R6
クラブ数	5	5	5	5	5
会員数	156	133	133	132	133

(各年度5月1日現在)

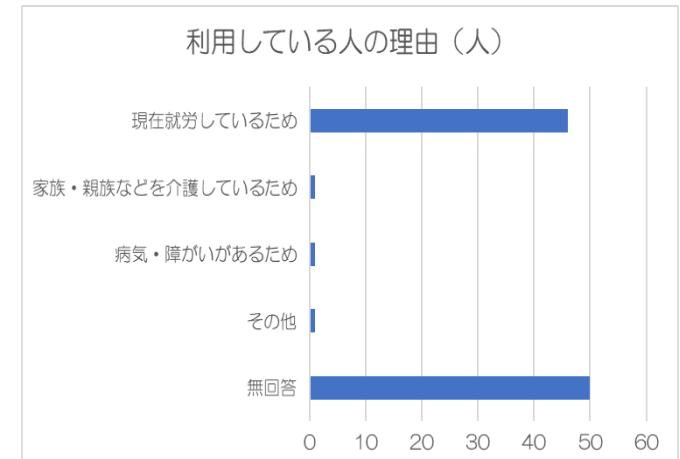
ニーズ調査より

○小学校1～5年生の児童の放課後児童クラブの利用状況について (ニーズ調査票：小学校 問16、16-1(4))

問16



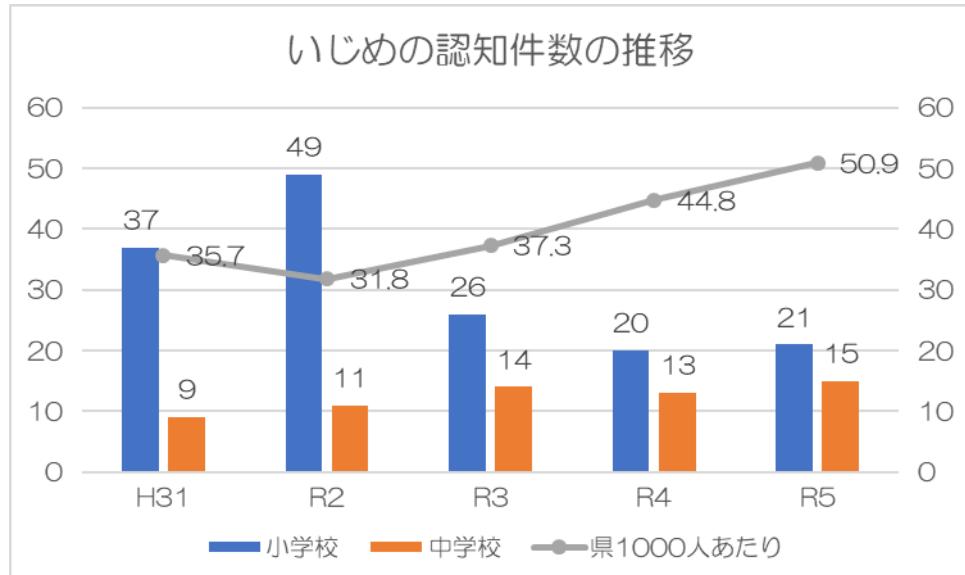
問16-1(4)



(2)町内小中学校の現状

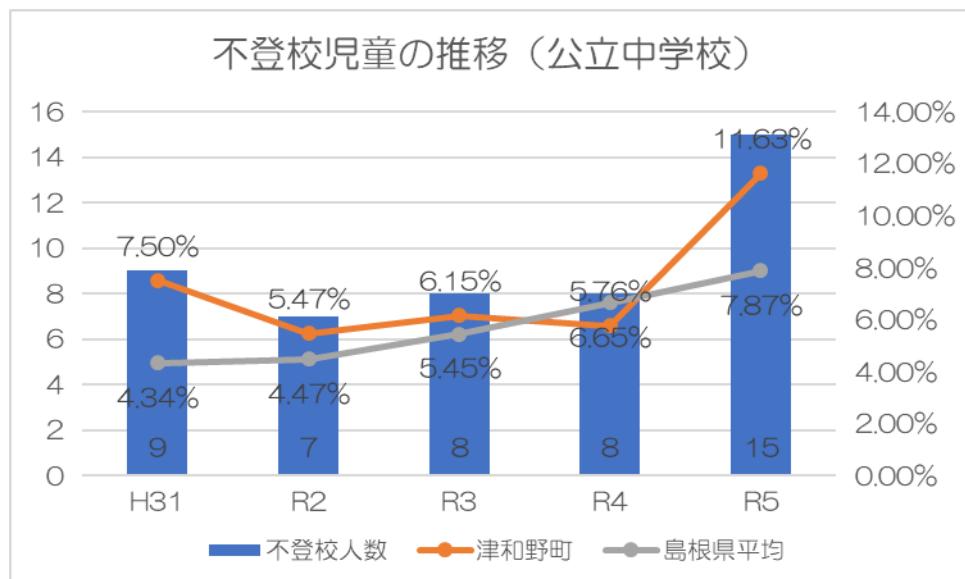
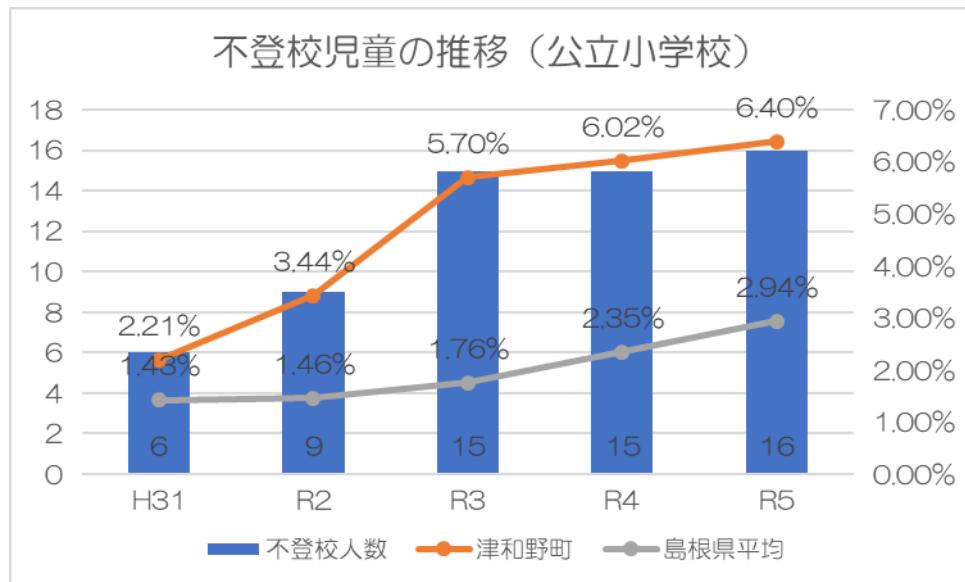
①いじめの認知件数の推移

いじめの認知件数は、島根県的にコロナ禍に減少しましたが、令和3年度以降、増加傾向転じています。町内の学校においては、令和2年度に増加しましたが令和3年度からは減少傾向にあります。



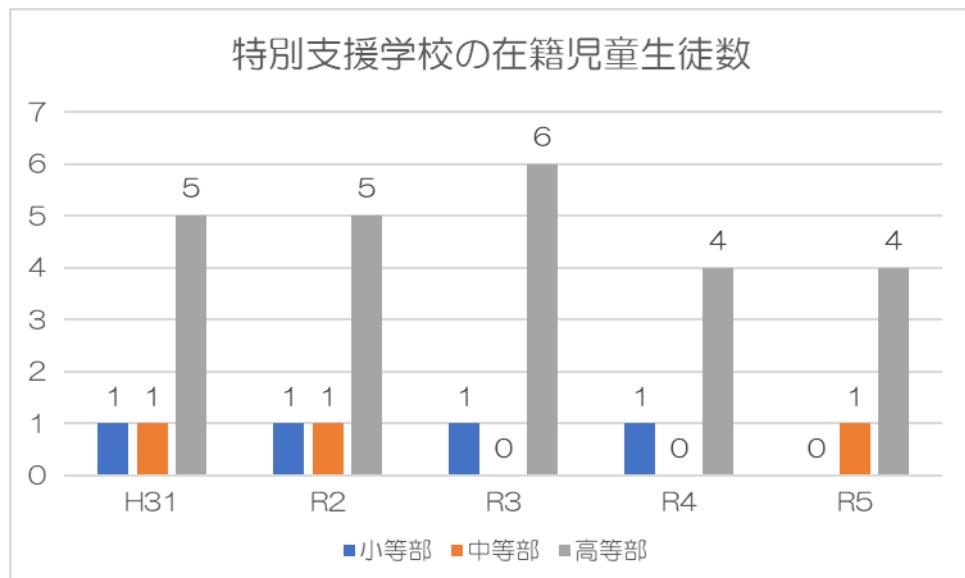
②不登校生徒の推移

町内の小中学校における不登校の児童生徒の割合は、島根県平均と比較して高い状況が続いている。



③特別支援学校の在籍児童生徒数の推移

特別支援学校の在籍者数は横ばい傾向で、高等部の生徒数が多くなっています。

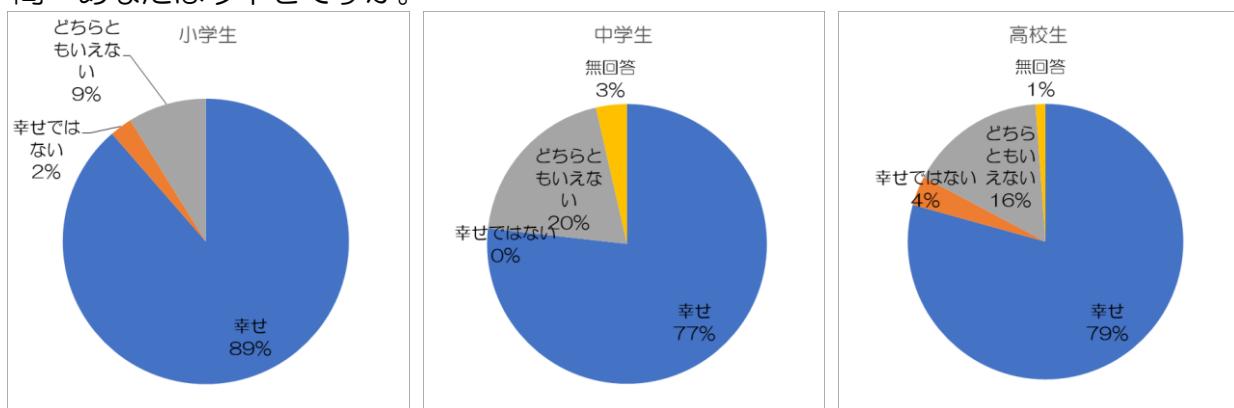


(3)子ども・若者意識調査からわかる現状

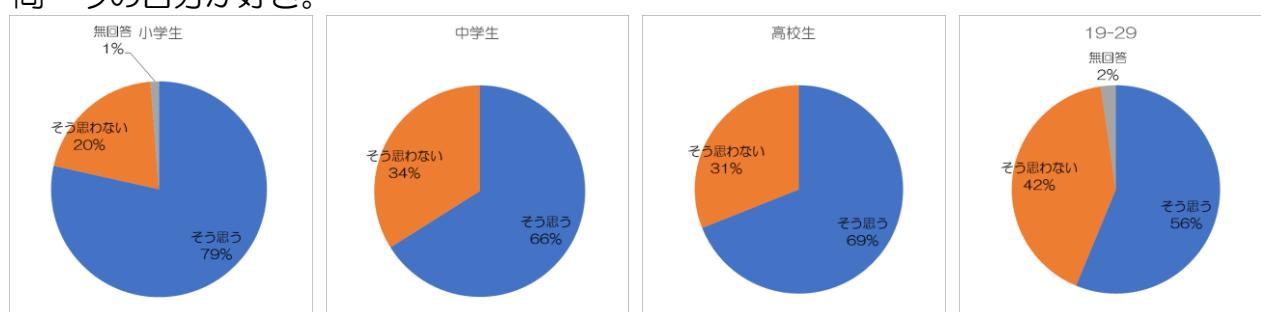
① 幸福度、自己肯定感について

小学生の幸福度の対し、中高生では「どちらとも言えない」と回答する人が多く見られました。また、自己肯定感については、年代が上がるについて低くなる傾向が見られます。

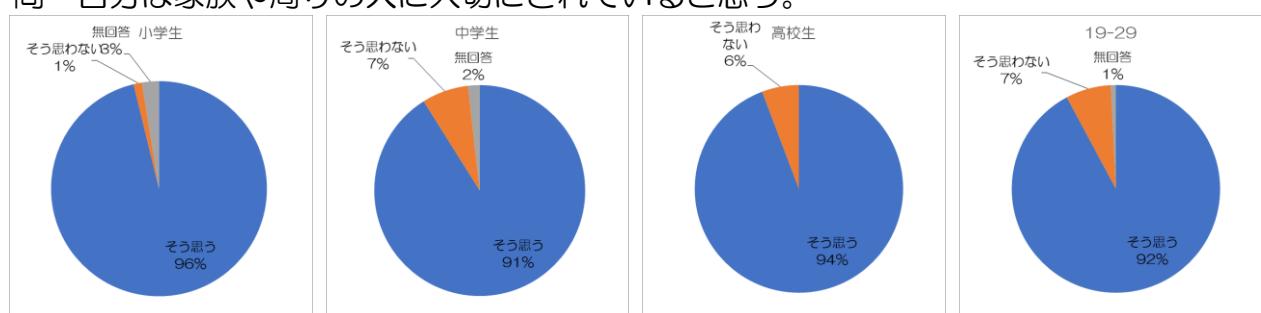
問 あなたは今幸せですか。



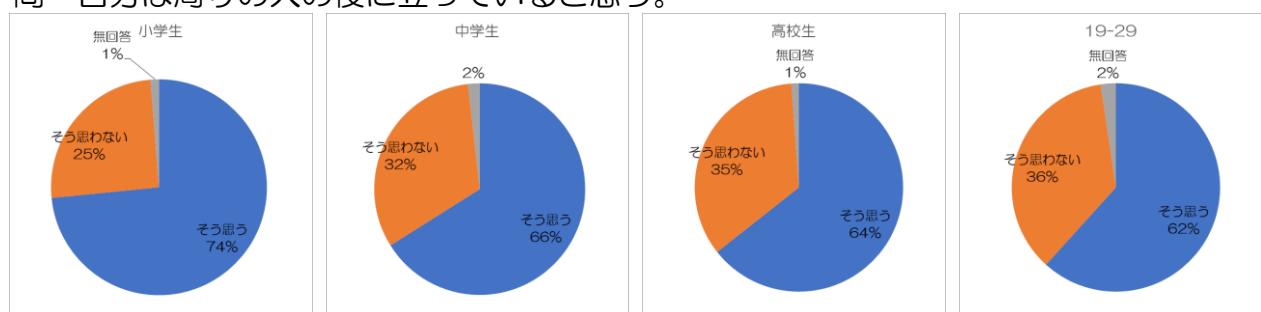
問 今の自分が好き。



問 自分は家族や周りの人に大切にされていると思う。



問 自分は周りの人の役に立っていると思う。

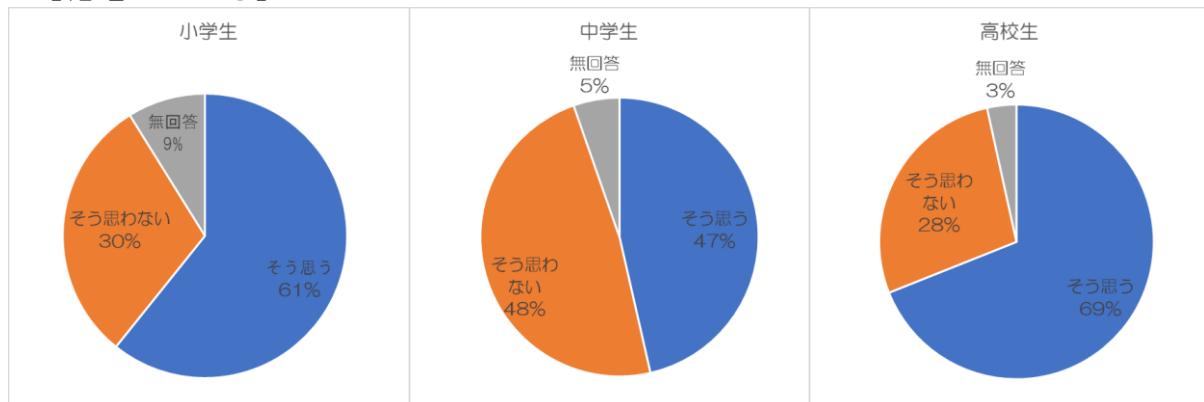


②将来について

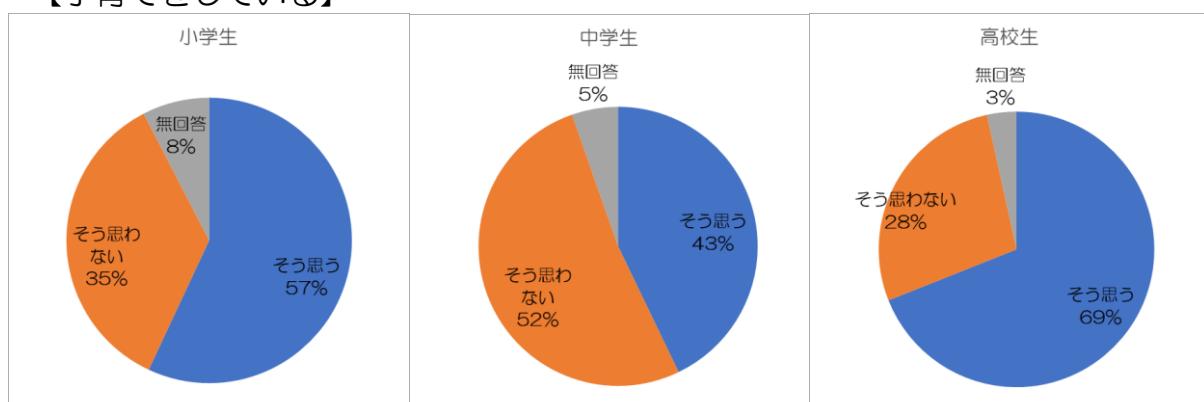
結婚、子育て、定住について「将来どのようになっていると思うか」調査した結果、特に中学生において、約半数が「将来結婚・子育てをしていると思わない」と回答しています。また、定住の問には、全年代で半数以上が「将来津和野町で暮らしていると思わない」と回答しています。

問 あなたは大人になった時、自分がどのようになっていると思いますか。

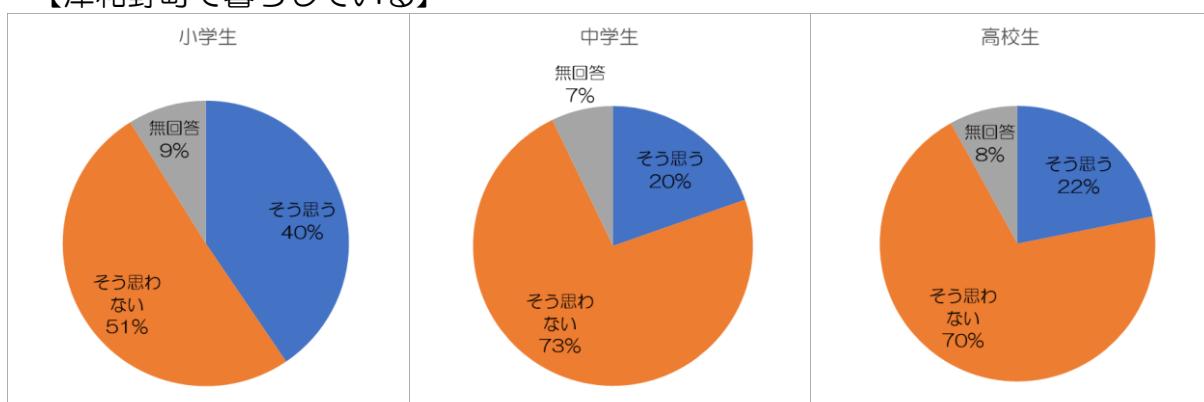
【結婚している】



【子育てをしている】



【津和野町で暮らしている】



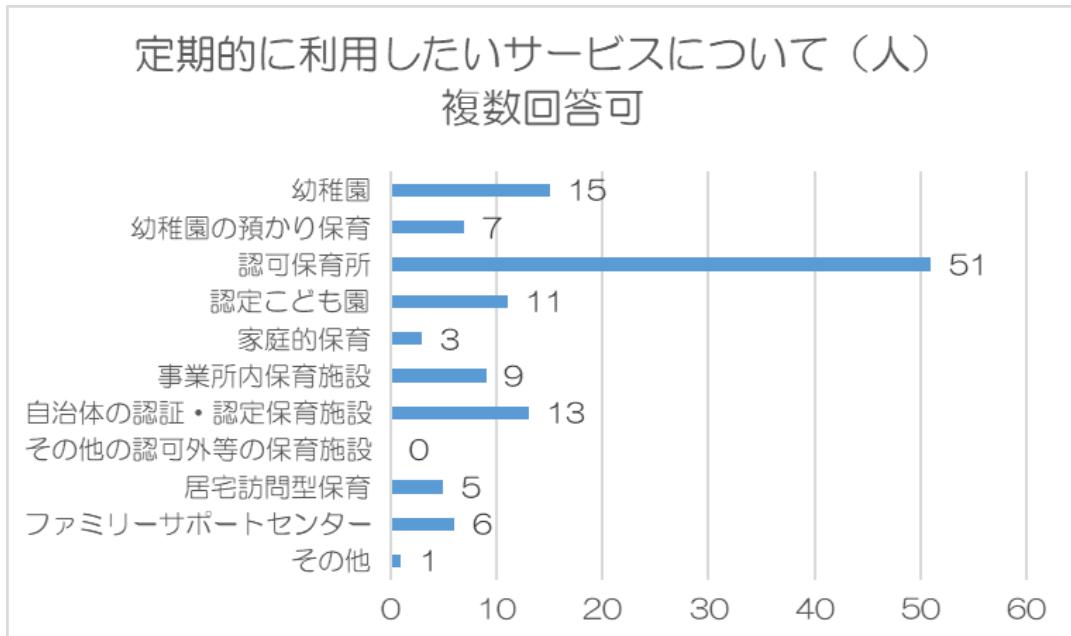
(4)ニーズ調査から見えてくる今後の利用希望

①教育・保育施設の利用希望

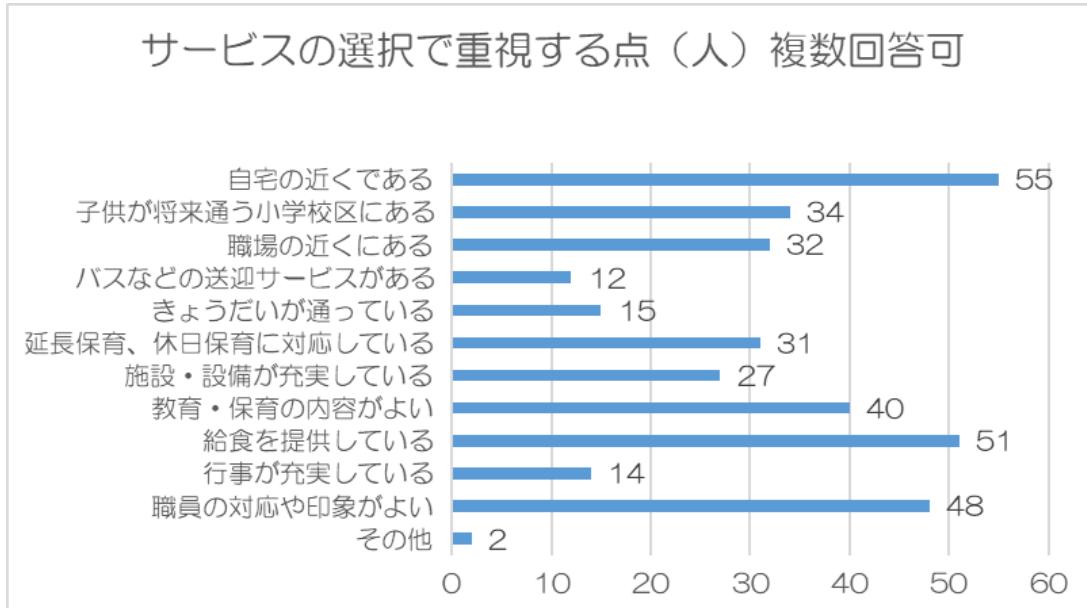
利用したい教育・保育施設サービスでは、認可保育所が大半を占め、次いで幼稚園となっています。

また、施設サービスを選択する際に重視する点は、自宅の近く、給食を提供している、職員の対応や印象がよいが上位となっています。

(就学前 問 16)



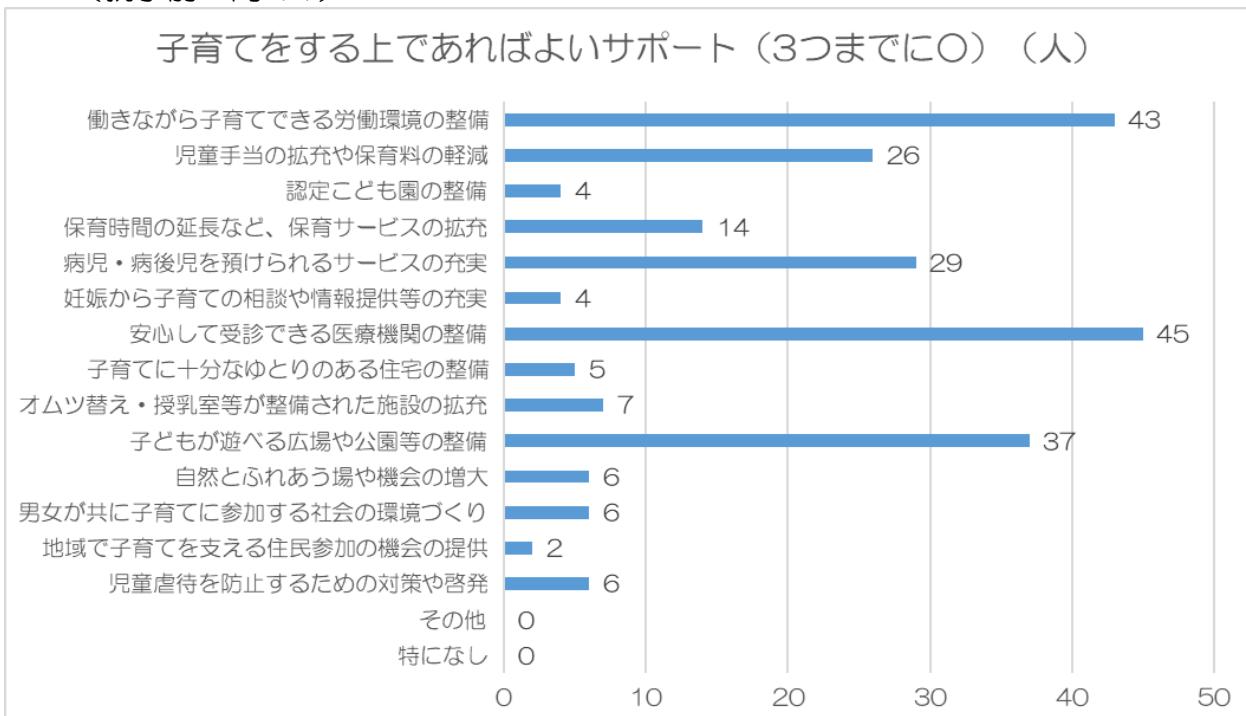
(就学前 問 16 - 2)



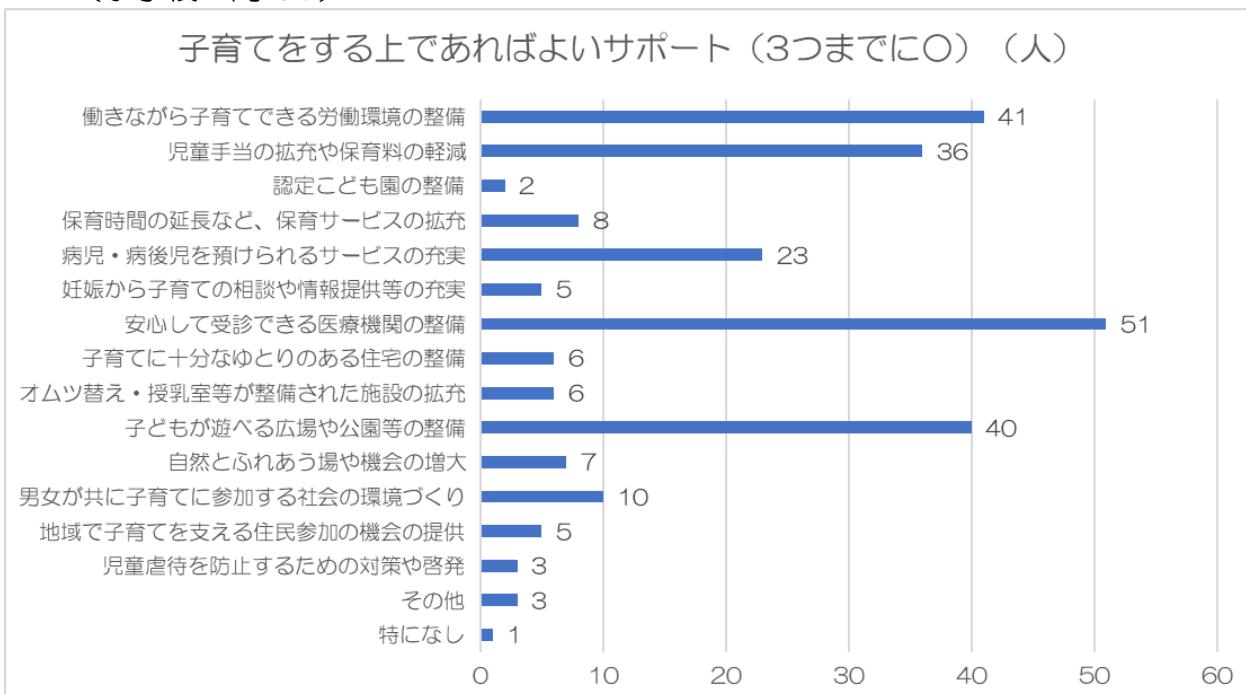
②子育て支援サービスの利用希望

子育てをする上であればよいと思うサポートは、就学前児童・小学校児童のニーズ調査とともに、『医療機関の整備』、『働きながら子育てできる労働環境』、『広場や公園等の整備』、『病児・病後児を預けられるサービスの充実』、『児童手当の拡充、保育料軽減』が上位となっています。

(就学前 問 11)

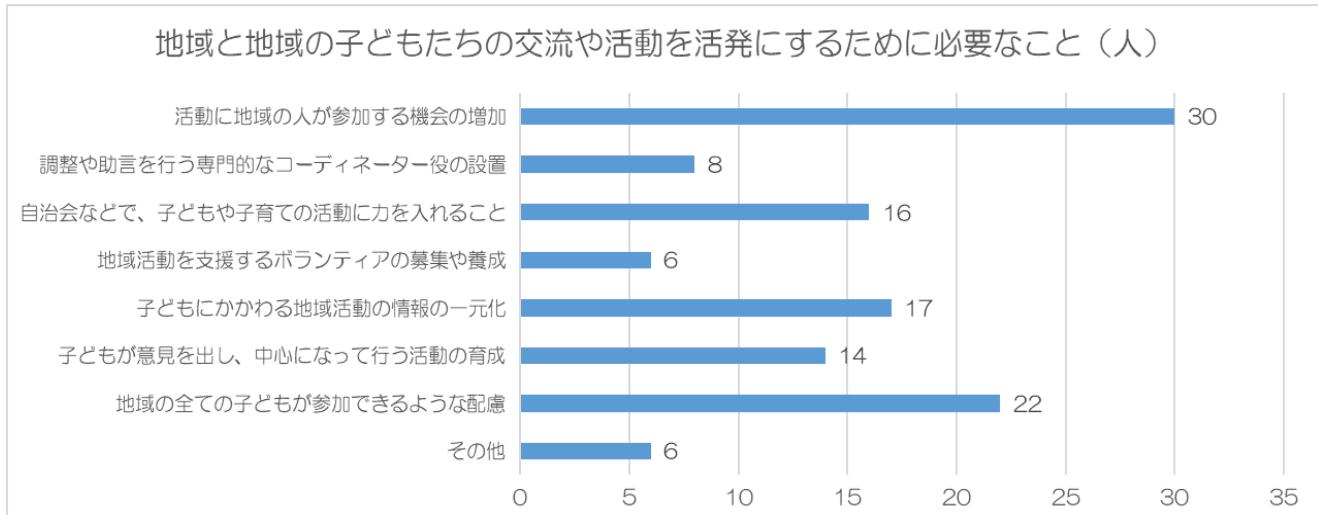


(小学校 問 10)

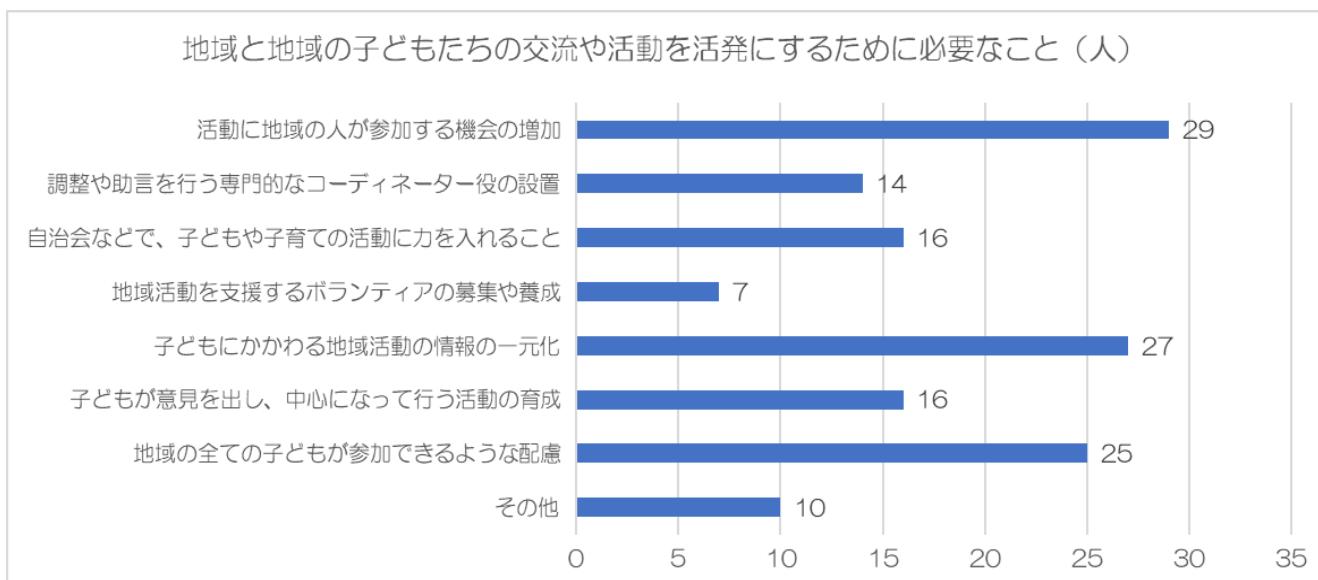


子育て家庭の保護者が思う、地域とともに交流や活動をさらに活発にするために必要なことは、『活動に地域の人が参加する機会の増加』、『地域の全ての子どもが参加できるような配慮』、『子どもにかかわる地域活動の情報の一元化』などの回答が上位となっています。

(就学前 問 31)



(小学校 問 24)

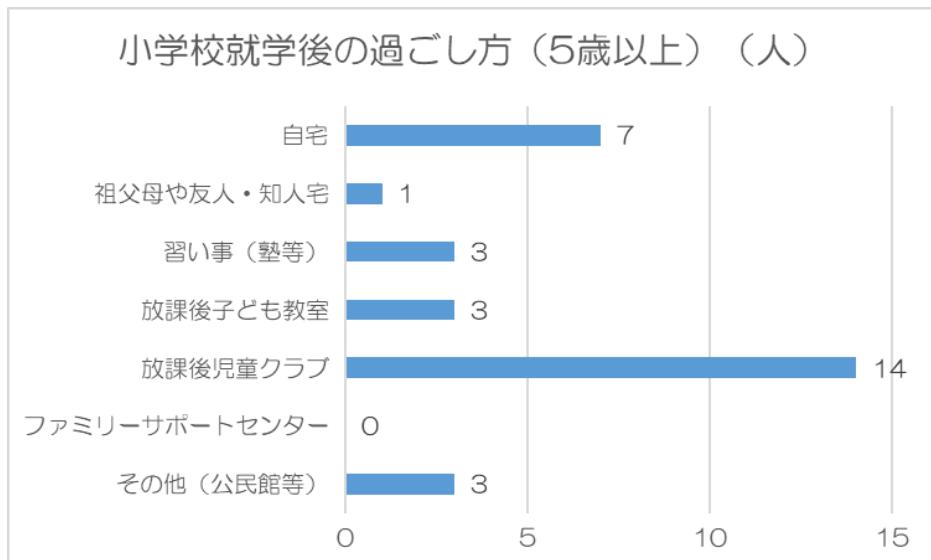


③放課後児童クラブの利用希望

就学児にかかる放課後児童クラブを『今後利用したい』とした保護者は多く、小学校児童のニーズ調査結果から、『平日』では回答者の約半数の利用希望があり、特に夏休み等の『長期休暇中』の利用希望が多くありました。

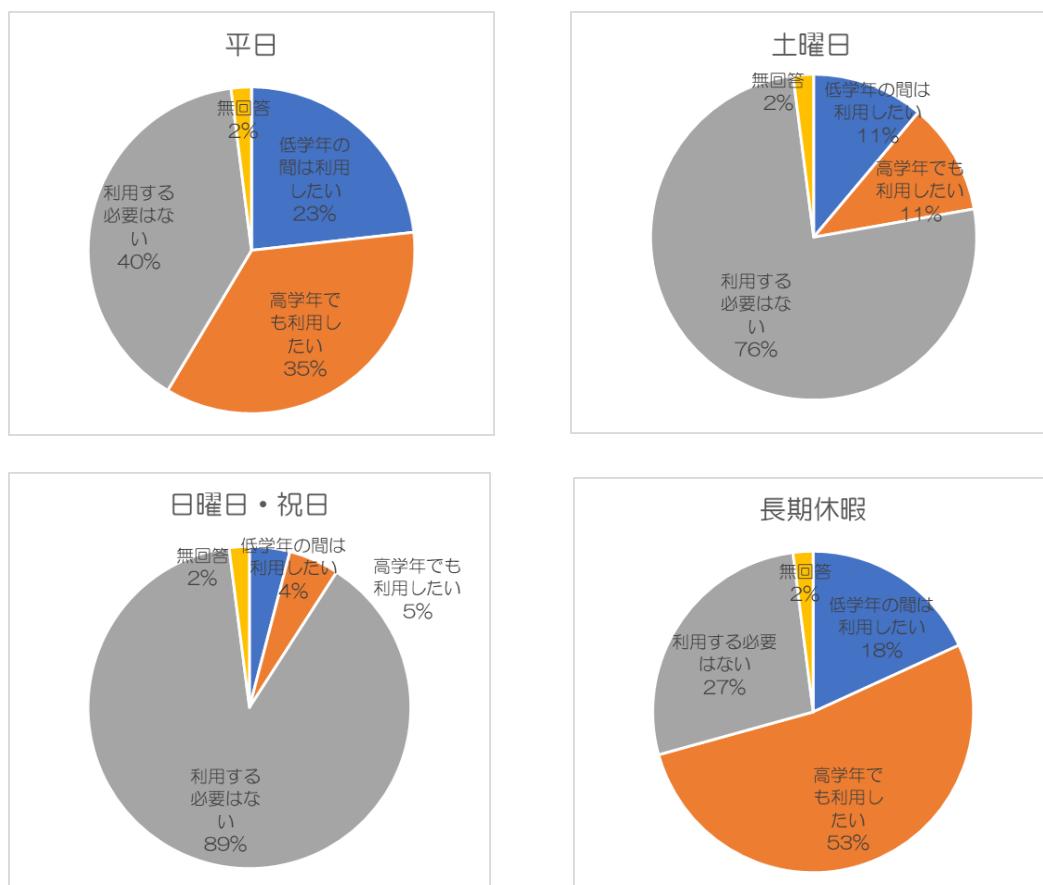
また、高学年まで利用したいと回答した保護者も多く、今後もさらにニーズの高まりが考えられます。

(就学前 問 26)



(小学校 問 17)

○今後、放課後児童クラブを利用したいですか。



第3章 計画の展開と取り組み

1. 計画の基本的な考え方 【目指す社会像】

次代を担う子ども・若者が幸せに暮らせる社会
結婚・出産・子育ての希望をかなえ、安心して暮らせる社会

国が制定したことども大綱においては、「全てのことども・若者が、日本国憲法、ことども基本法及びことどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会である。」と目指す社会像が明記されています。

子育ては、「保護者が第一義的責任を有する」という基本認識のもと、家庭や地域、行政、関係機関・団体、事業者等のことどもと子育て家庭を取り巻くすべての人々が、ことどもの育ちや子育てへの关心と理解を深め、それぞれの役割を果たすことで、ことどもと親の育ちを見守り支援し、こどもを安心して産み、そして喜びと生きがいをもって子育てができる社会の実現に向け、町を挙げて目指していくなければなりません。

このため、町では、本計画の三つの理念のもと、町民のみなさまや関係団体、企業、NPO 法人などとも幅広く協働した取り組みを進めます。

【基本理念】

- I. ことどもを安心して産み育てることができる社会づくり
～ことどものライフステージに応じてみんなで支える社会づくり～
- II. 特に支援が必要なことどもと家庭が安心して暮らせる社会づくり
- III. 全てのことどもが個人として尊重され、幸せな暮らしを送ることができる社会づくり

2. 基本理念

目指す社会像の実現に向け、この計画の基本理念を次のとおり定めます。

基本理念Ⅰ こどもが安心して産み育てることができる社会づくり ～こどものライフステージに応じてみんなで支える社会づくり～

- こどもは乳幼児期から学童期、思春期、青年期における様々な学びや体験を通じて成長し、若者として社会生活を送るようになるものであり、この一連の過程を各ライフステージに応じて、社会全体で支えていく必要があります。
- 子育てについても、乳幼児期に限られるものではなく、こどもが大人になるまで続くものであり、子育て当事者に対してもライフステージを通じた支援を行っていかなければなりません。
- こどもと子育て当事者をライフステージに応じて切れ目なく支援することで、こどもを健やかに育てられるという安心感を誰もが持つことができる社会づくりを進めます。

基本理念Ⅱ 特に支援が必要なこどもと家庭が安心して暮らせる社会づくり

- 貧困や障がいなど困難な状況にあり、特に支援が必要になるこども・若者とその家庭に対しては、特定のライフステージのみではなく、ライフステージを通して継続的に支援を行う必要があります。
- こども・若者が抱える困難の早期発見とその特性やニーズに応じたきめ細かい支援により、全てのこども・若者とその家庭がおかれた状況にかかわらず安心して暮らせる社会づくりを進めます。

基本理念Ⅲ 全てのこどもが個人として尊重され、 幸せな暮らしを送ることができる社会づくり

- こども・若者は生まれながらに権利の主体であり、その多様な人格・個性を尊重し、その権利を保障し、こども・若者にとって最善の利益を図っていく必要があります。
- こども・若者に関する施策については、こども・若者の視点を尊重し、その意見を聴きながら進めていかなければなりません。
- こども・若者が権利の主体であることを社会全体で共有し、こども・若者が意見を形成し、表明しやすい環境を整えることにより、全てのこども・若者が幸せに暮らせる社会づくりを進めます。

3. こども施策の体系

項目	掲載頁
基本理念Ⅰ こどもを安心して産み育てることができる社会づくり ～子どものライフステージに応じてみんなで支える社会づくり～	25
重点推進事項1 安心して妊娠・出産ができる環境整備（妊娠前から幼児期まで）	25
基本施策（1） 妊娠期、出産、幼児期まで切れ目ない保健・医療の確保	25
重点推進事項2 幼児期までの子どもの育ちの支援（出産後から幼児期まで）	27
基本施策（2） 子どもの誕生前から幼児期までの子どもの成長の保障	27
重点推進事項3 全ての子どもの学びの機会の確保と心身の健康づくり（学童期・思春期）	30
基本施策（3） 確かな学力の定着	30
基本施策（4） 健康な体と心を育む環境づくり	32
重点推進事項4 こども一人ひとりに応じたきめ細かな支援の確保（学童期・思春期）	35
基本施策（5） 居場所づくり	35
基本施策（6） いじめ防止や不登校等の支援	37
重点推進事項5 若者が自立し、自らの意思で将来の夢や希望を選択できる社会づくり（青年期）	38
基本施策（7） 若者の雇用と経済的自立に向けた教育・就労支援の充実	38
基本施策（8） 結婚支援の充実	40
基本施策（9） 悩みや不安を抱える若者や家族への相談支援の充実	41
重点推進事項6 子育て当事者への支援	42
基本施策（10） 子育てや教育に関する経済的負担の軽減	42
基本施策（11） 地域における子育て支援、家庭教育の支援	45
基本施策（12） 安心して子育てや仕事に取り組むことができる環境づくり	47
基本施策（13） ひとり親家庭への支援	49
基本理念Ⅱ 特に支援が必要な子どもと家庭が安心して暮らせる社会づくり	50
重点推進事項7 特に支援が必要な子どもの健やかな生活の支援	50
基本施策（14） 子どもの貧困対策	50
基本施策（15） 障がい児支援・医療的ケア児等への支援	52
基本施策（16） 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援	53
基本施策（17） 子ども・若者の自死対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組	55
基本理念Ⅲ 全ての子どもが個人として尊重され、幸せな暮らしを送ることができる社会づくり	56
重点推進事項8 こども・若者の権利が尊重され、活躍できる環境づくり	56
基本施策（18） こども・若者の権利についての理解を深める取組の推進	56
基本施策（19） たくましい子どもの育ちを支え、若者が活躍できる社会づくり	57

4. 施策の具体的な内容

基本理念 I こどもが安心して産み育てることができる社会づくり
～こどものライフステージに応じてみんなで支える社会づくり

重点推進事項 1 安心して妊娠・出産ができる環境整備（妊娠前から幼児期まで）

基本施策（1） 妊娠期、出産、幼児期まで切れ目ない保健・医療の確保

施 策 ① 妊娠・出産への支援

施策の目的

- こどもを産み育てることを望む夫婦の希望を叶えるために、高額な医療費がかかる不妊治療に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。
- 安心してこどもを産み育てることのできる環境を整えるために、母子を支援する体制整備及び支援の充実を図ります。

現状と課題

- 必要な夫婦に活用してもらえるよう、不妊治療に関する情報提供や相談窓口の周知等の環境整備を行い、経済的負担の軽減を図る必要があります。
- こども・若者意識調査において、「こどもをもつことにどのように思うか。」の間に、19歳～29歳は、64.8%が「こどもをもちたいと思う。」と回答しています。
- 妊娠・出産の関わる通院や分娩については、町内に産科がなく近隣市町村の病院を利用することとなるため、通院費の補助をはじめ安心・安全な出産を支援していく必要があります。
- 核家族家庭が増え、地域社会の繋がりが希薄化しつつある中、家庭を基本としながら地域全体でこどもを見守り、育てることの理解深めることが重要です。

施策の方向性

- 不妊治療費や不育症に対する助成を行い、こどもを産み育てたいと望む夫婦の経済的負担の軽減を図ります。
- 妊娠・出産・子育てに関する情報を、利用者目線でわかりやすく一元的に発信します。
- 妊娠期からの助産師・保健師等による訪問や面談を行い、個別ニーズに応じた支援に繋ぎます。また、必要に応じて医療機関等と連携し、妊産婦の心身の健康を推進します。

施 策 ② 切れ目ない支援体制の充実

施策の目的

- 安心して妊娠・出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育て期の切れ目ない支援により、母子の健康管理や出産・育児に関する不安軽減を図ります。
- 特に支援の必要な家庭に対しては、日常生活の助言指導等を行い、養育上の問題解決・軽減を図ります。

現状と課題

- 妊娠期から子育てに不安を抱える妊婦やさまざまな問題を抱えている妊婦が増えているため、妊娠期から家庭の状況把握（妊婦の心身の状況、支援者・相談者の有無、経済面などの心配ごと）と適切な支援、情報提供が必要です。
- 母子手帳等交付時、妊娠後期、新生児期、乳児期等の複数回の訪問により、顔の見える関係を構築し、困難や不安を抱えた際に相談しやすい環境を整えています。
- 乳児期の訪問後、家庭への訪問の機会はほとんど無いため、3歳児健診前に家庭訪問し、子育てや家庭状況の確認を行っています。

施策の方向性

- 妊娠期から身近な場所で相談に応じ、ニーズに応じた支援のつなぎ先の環境整備を図り、切れ目ない支援を行います。
- 全ての子どもが健やかに育つため、親が子どもの心と身体の発育や健康に関する問題等の知識や情報を得られるよう、情報提供や講演会等の開催に取り組みます。

施 策 ③ 子育て世帯への訪問支援事業（家事・育児支援）

施策の目的

- 家事・育児支援員派遣による直接的な援助により、家庭での困難や不安を解消することを目的とします。

現状と課題

- 妊娠、出産、子育てという大きな環境変化は心身に負担がかかることがあります。特に移住者家庭や近くに頼れる人がいない場合は顕著です。
- 家事や育児を手伝ってもらうということは少し抵抗があるご家庭もありますが、徐々に理解が進み、気軽に利用できる事業となってきています。利用された方は「もっと早く利用すればよかった。」など、前向きな感想ばかりです。
- 利用者は増加傾向にあるものの、支援員の確保が課題となっています。

施策の方向性

- 支援員を確保しつつ、事業の利用により子育て家庭の負担の軽減に取り組みます。
- 子育てを地域で担う意識の醸成を図り、利用しやすい事業となるよう広報や情報提供に努めます。

重点推進事項2 幼児期までの子どもの育ちの支援（出産後から幼児期まで）

基本施策（2） 子どもの誕生前から幼児期までの子どもの成長の保障

施 策 ① 乳幼児健診の充実

施策の目的

- 乳幼児の健康保持及び増進を図ります。

現状と課題

- 集団で実施する乳幼児健診の受診率は、高値で推移しており未受診者フォローもできていますが、個別健診（9か月健診）の受診率が6割程度で推移しています。
- 乳幼児健診後の養育支援や発達支援へのつなぎに関する相談支援体制や社会資源の整備が課題となっています。
- 5歳児健診の実施に向け、体制整備や実施方法等の検討が必要です。

施策の方向性

- 多職種が関わりながら乳幼児健診を実施し、必要に応じて支援に繋げる体制の構築を目指します。

施 策 ② 食育の推進

施策の目的

- 「からだ」と「こころ」を育てるという視点を持ちながら、「食育」について関心を高め、具体的な取り組みを進めます。

現状と課題

- 「食と農のまちづくり推進計画」や教育課程等に基づき、保育所等における食育の推進を実施し、たべもの・いのちを大切にし、楽しんで食事をする取り組みを行っています。
- 普段の食事において、保護者の食育への関心が低い家庭が増加しており、栄養バランスの乱れや朝食欠食などの食生活の乱れが発生しています。

施策の方向性

- 保育所・学校、地域と連携し、子どもへの食育だけでなく、保護者への食育の学習と啓発を進めていきます。

施 策 ③ 予防接種の推進

施策の目的

- 予防接種法で指定する疾病の発生及び蔓延を予防することを目的に、各医療機関で予防接種を行います。
- 感染症から子どもを守り、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりのため、定期予防接種の必要性について理解を深め、接種率の向上を図ります。

現状と課題

- 近年、予防接種を受けない方針の家庭も見られ、定期接種の接種率は、8～9割程度となっています。
- 定期予防接種の増加や身近な接種医療機関が少ないとこと等から、適切な時期に接種できていない子どももいます。

施策の方向性

- 予防接種の正しい知識について普及啓発を行い、身近な場で予防接種の相談や接種ができるように、関係機関との連携強化を図ります。
- 未接種者に対しては、個別通知・訪問等により引き続き接種勧奨に努めます。

施 策 ④ 歯の健康管理の推進

施策の目的

- こどもの歯質を強化し、むし歯を予防するためにフッ化物の歯面塗布及び洗口、歯科指導を行い、効果的に歯の健康づくりを図ります。

現状と課題

- 乳幼児健診以外に歯に関する保護者の学習機会が少ないことが課題となっています。
- むし歯治療状況等の経過についても実態把握を行い、傾向と対策を分析するとともに、フッ化物の歯面塗布及び洗口の啓発をすすめていく必要があります。
- 保育所及び小中学校において、むし歯予防対策のため、歯科検診を実施しています。

施策の方向性

- 保育所及び小中学校において、歯科検診、ブラッシング指導、フッ化物の歯面塗布及び洗口の推進に取り組みます。
- 保護者への歯磨き習慣や仕上げ磨きの必要性、間食等の食生活の見直しについて学習の機会の提供と啓発推進に取り組みます。

施 策 ⑤ 発達に関する相談支援の充実

施策の目的

- 発達に支援を必要とする子どもを早期に把握し、適切な療育・助言を行うことにより、その健全な発達を促進し、地域における療育相談指導体制の確立を図ることを目的としています。

現状と課題

- 各保育所からの相談や情報提供など増加し、園の理解も進んでいますが、幼児健診から発達に関する相談につながるケースが減少傾向です。
- 幼児健診前訪問において、発達の不安やニーズ把握を丁寧に行う必要があります。

施策の方向性

- 相談の敷居が高く感じられないように、個別の園巡回や保護者面談を通じて発達支援を継続し、様々な対応が可能な支援体制づくりを進めています。

施 策 ⑥ 保育の質の向上

施策の目的

- 保育の質の向上を図ることで、子どもたちが心身ともに健やかに成長し、豊かな人生を送ることを支えることを目的としています。

現状と課題

- 各保育所によって保育の質に対する認識等に差異がある。
- 各保育所の人材確保が難しく、質の向上が図りにくい。
- 津和野町の地域特性を活かした保育が展開されにくい状況にある。

施策の方向性

- 幼児教育コーディネーターを中心に質の向上に向けた取り組みを行っていきます。
- 引き続き、合同研修を開催し、各保育所の関係性の向上等支援していきます。

重点推進事項3 全ての子どもの学びの機会の確保と心身の健康づくり（学童期・思春期）

基本施策（3） 確かな学力の定着

施 策 ① 保小連携の促進

施策の目的

- 保育園で培った子どもたちのスキルやコンピテンシー（行動様式・特性）が、小学校に継承され育まれることを目指しています。

現状と課題

- 小中学校の総合的な学習の時間及び高校の探究の時間には、地域資源を活用したふるさと学習が積極的に行われており、小中高の接続期ではコーディネーター等の教育人材を活用しながら、学習の連続性を意識したカリキュラム編成の必要性が高まっています。
- 今後もあらゆる側面で、保小中高連携の在り方を見直し改善していく取り組みが求められます。

施策の方向性

- 保小中高間での連携の充実を図り、0歳から18歳までの学びの連続性を意識した系統的なカリキュラムによる実践的取り組みに努めます。

施 策 ② 学校教育による確かな学力の育成

施策の目的

- 社会に開かれた教育課程の実現により、津和野町の歴史・文化・生活とのつながりを活かした学びを充実させ、確かな学力を育成します

現状と課題

- 町内の児童生徒の学力について、令和4年度に実施された島根県学力調査では、町平均が県平均を上回っているのは、小学校5年生の国語・算数と中学校2年生の国語・英語の4教科で、全10教科のうち6教科は県平均を下回り、町内の児童生徒の学力の育成が課題となっています。
- こどもたちの主体的・対話的で深い学びの視点、並びに個別最適な学び・協働的な学びの視点から、ICTを有効に活用して授業改善を行い、実際の社会や生活で生きて働く「知識及び技能」を習得するとともに、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」を養い、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」の涵養を図る必要があります。

施策の方向性

- 島根県学力調査・全国学力調査等の結果を各学校で分析し、主体的・対話的で深い学び、及び個別最適な学び・協働的な学びの視点からの授業改善を図ります。

施 策 ③ コミュニケーション能力の育成

施策の目的

- 他者と共に生きていくため、対話などのコミュニケーションによってより良い関係を築き、協働する力を育成します。

現状と課題

- 児童生徒の減少や情報通信機器とゲーム機等の急速な普及により、コミュニケーションの機会が減少しています。
- 学校や地域社会との関わる機会の創出によって、対話する力や課題を見抜く力等を身につけることが求められています。

施策の方向性

- 多様な価値観、多様な人たち、多様な集団との出会いの中で経験を積むために、学校間の交流、学校と地域の交流・連携を図ります。

施 策 ④ 読書活動の推進

施策の目的

- 多様な価値観、多様な人たち、多様な集団との出会いの中で経験を積むために、学校間の交流、学校と地域の交流・連携を図ります。

現状と課題

- 町民主体の読み聞かせサークルが保育所、学校等での読みかたりを実施するなど、読書活動が進められています。
- 学校図書室や図書館の活動をさらに活発化していくことが求められています。

施策の方向性

- 図書資料の整備・充実と利用者の利便性の向上を図ります。

基本施策（4） 健康な体と心を育む環境づくり

施 策 ① 学校健診の実施

施策の目的

- 每学年定期的に、児童・生徒及び教職員の健康診断を行なうことにより、疾病の予防処置や、治療の指示を行います。
- 健康の保持と推進を図り、学校教育の円滑な実施と成果の確保を行います。

現状と課題

- 定期的に、児童・生徒及び教職員の健康診断を行なうことにより、健康の保持推進を図り、学校教育の円滑な実施と成果の確保が図られています。
- 健診の種別によっては津和野地域、日原地域の各1校で実施されるため、会場への移動等で時間がかかっています。

施策の方向性

- 健康診断を実施するだけではなく、保護者を含めたフォローを実施できるよう取り組んでいきます。

施 策 ② 健康増進対策

施策の目的

- 青少年健全育成を図るために、学校保健と母子保健等との連携を構築します。

現状と課題

- 生活リズムや食生活の乱れ、思春期の諸問題に対する学習・指導・啓発などさまざまな課題があります。
- 健康な生活習慣の確立には、学校保健のみでなく、母子保健・家庭・地域等で連携が必要です。

施策の方向性

- 学校保健・母子保健・家庭・地域が互いに連携しながら健康増進対策に取り組みます。

施 策 ③ 予防接種の推進（再掲）

施策の目的

- 予防接種法で指定する疾病の発生及び蔓延を予防することを目的に、各医療機関で予防接種を行います。
- 感染症から子どもを守り、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりのため、定期予防接種の必要性について理解を深め、接種率の向上を図ります。

現状と課題

- 近年、予防接種を受けない方針の家庭も見られ、定期接種の接種率は、8～9割程度となっています。
- 定期予防接種の増加や身近な接種医療機関が少ないと等から、適切な時期に接種できていない子どももいます。

施策の方向性

- 予防接種の正しい知識について普及啓発を行い、身近な場で予防接種の相談や接種ができるように、関係機関との連携強化を図ります。
- 未接種者に対しては、個別通知・訪問等により引き続き接種勧奨に努めます。

施 策 ④ 歯の健康管理の推進（再掲）

施策の目的

- こどもの歯質を強化し、むし歯を予防するためにフッ化物の歯面塗布及び洗口、歯科指導を行い、効果的に歯の健康づくりを図ります。

現状と課題

- 乳幼児健診以外に歯に関する保護者の学習機会が少ないことが課題となっています。
- むし歯治療状況等の経過についても実態把握を行い、傾向と対策を分析するとともに、フッ化物の歯面塗布及び洗口の啓発をすすめていく必要があります。
- 保育所及び小中学校において、むし歯予防対策のため、歯科検診を実施しています。

施策の方向性

- 保育所及び小中学校において、歯科検診、ブラッシング指導、フッ化物の歯面塗布及び洗口の推進に取り組みます。
- 保護者への歯磨き習慣や仕上げ磨きの必要性、間食等の食生活の見直しについて学習の機会の提供と啓発推進に取り組みます。

施 策 ⑤ 食育の推進（再掲）

施策の目的

- 「からだ」と「こころ」を育てるという視点を持ちながら、「食育」について関心を高め、具体的な取り組みを進めます。

現状と課題

- 「食と農のまちづくり推進計画」や教育課程等に基づき、保育所等における食育の推進を実施し、たべもの・いのちを大切にし、楽しんで食事をする取り組みを行っています。
- 普段の食事において、保護者の食育への関心が低い家庭が増加しており、栄養バランスの乱れや朝食欠食などの食生活の乱れが発生しています。

施策の方向性

- 保育所・学校、地域と連携し、こどもへの食育だけでなく、保護者への食育の学習と啓発を進めていきます。

施 策 ⑥ 子どもの体力向上支援事業

施策の目的

- 健やかな体とは、生涯にわたってたくましく生きるための基盤であり、児童生徒の発達・成長を支える基礎となります。発達段階に応じて、自らの健康を育む知識や意欲の向上を進めます。

現状と課題

- 各学校が体力向上計画に基づき、小学校では業間休み等にリズムダンスやランニング等、持久力向上の取り組みを行っています。
- 運動やスポーツに親しむ資質・能力を育成するとともに生活習慣の確立や学校保健の推進等により、心身の健康増進と体力向上とその意欲向上を図る必要があります。

施策の方向性

- 児童生徒が自発的・自主的に体力づくりをできるよう、体育行事等を通じて意欲を高める取り組みを行います。

重点推進事項4 こども一人ひとりに応じたきめ細やかな支援の確保（学童期・思春期）

基本施策（5） 居場所づくり

施 策 ① 放課後等に安心・安全に過ごせる居場所の整備

施策の目的

- 就労等により専門保護者が家庭に居ない児童に、放課後や学校休業日等に適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全育成を支援します。

現状と課題

- 社会の変化に対応し、より良い放課後児童の育成を目指していくためには、質の向上、多様なニーズへの対応等、多角的な取り組みが必要となっています。
- 全ての小学校に放課後児童クラブを設置し、1年生から6年生までの希望する家庭の児童を受け入れています。また、個別支援が必要な場合には、放課後等デイサービス事業所において受け入れをしています。

施策の方向性

- 質の向上、多様なニーズへの対応するため、各放課後児童クラブ及び放課後等デイサービス事業所に対する支援を継続するとともに、支援員の確保及び人材育成を行います。

施 策 ② 放課後子ども教室

施策の目的

- こどもたちにとって安心・安全な場所となるとともに、多様なものや人、地域との関わりを通し、豊かな体験の機会を増やすことを目指しています。

現状と課題

- スタッフの高齢化によるスタッフ数の減少に伴い学習プログラムの形骸化が見られます。
- 幅広く地域住民や地域団体との連携・協働を図り、学習プログラムをより充実させていくことが必要です。

施策の方向性

- 様々なひととの繋がりにより、地域社会がひとつになってこどもたちを見守り、育む教育環境を作っていくたいと考えています。

施 策 ③ 通学合宿の実施

施策の目的

- こどもたちが親元を離れて、集団で衣・食・住といった生活を体験しながら学校に通うことで、こどもたちの自立心や自主性、協調性を伸ばし「生きる力」を育みます。

現状と課題

- こどもたちの生活をサポートする地域ボランティアの確保が課題です。
- こどもの参加が年々減少傾向にあるので、内容の充実や改善を図り、こどもの参加意欲を高める工夫が必要です。

施策の方向性

- 通学合宿を地域で実施するには、地域・家庭・学校の理解と協力が不可欠であることから、機会を捉えて通学合宿事業の理解の促進に取組みます。

基本施策（6） いじめ防止や不登校等の支援

施 策 ① 不登校等の子どもへの支援体制の整備（SC、SSW 含む）

施策の目的

- こどもたちが発達段階に応じた体験活動に参加し、多くの人と出会うことや、文化的・芸術的価値のある「本物」にふれる機会を創出し、豊かな心を醸成します。
- 生命を大切にする心や他人を思いやる心、善惡の判断などの規範意識等の道徳性を身に付けるため、道徳教育の充実を図ります。

現状と課題

- 人権・同和教育をすべての教育の基底に据え、こどもたち一人ひとりが自らの権利を認識し、互いの人権を尊重し、他者とのより良い人間関係を築く力を養成するための取り組みが必要です。
- 21世紀は「人権の世紀」と言われていますが、今もなお同和問題をはじめ、いじめや障がい者差別・性差別等、多くの課題が残されています。

施策の方向性

- SC（スクールカウンセラー）やSSW（スクールソーシャルワーカー）の設置や学校医等の外部専門家の助言により適切な対応を行います。

重点推進事項5 若者が自立し、自らの意思で将来の夢や希望を選択できる社会づくり（青年期）

基本施策（7） 若者の雇用と経済的自立に向けた教育・就労支援の充実

施 策 ① 無料職業紹介支援

施策の目的

- 津和野町へのUIターンを希望する若者へ仕事に関する情報を提供するため、無料職業紹介事業を実施し円滑な就職を支援します。

現状と課題

- IT企業の誘致を進め町内の雇用は拡大されているが、町外に出た若者への情報発信が課題です。
- 希望する仕事に就けるよう、丁寧な相談対応や求人情報の充実が必要です。

施策の方向性

- 高校生や町外に進学した学生をはじめとする若者が、津和野町で働くことを魅力であると感じてもらうため情報発信や機会の提供をしていきます。

施 策 ② 東京圏の学生を対象とした就職支援補助金

施策の目的

- 県と共同し、東京圏内の学生で、津和野町に移住し、県内に就職する者に対して補助を行ないます。

現状と課題

- 都市部居住者の田舎暮らしに対する関心は上がっているものの、若者のUIターン者数は増えていません。
- 東京圏の学生が県内就職するためにかかる費用等の経済的支援をしていくことが重要です。

施策の方向性

- 県内での就職を検討する東京圏の学生に、就職活動にかかる費用の補助を行なうことで、円滑な就職を支援します。

施 策 ③ 各種奨学金制度

施策の目的

- 経済的理由によって修学が困難な方に奨学金を貸与して、人材を育成することを目的とします。

現状と課題

- 奨学生を募集し選考を行っており、経済状況等を考慮しながら選考し貸与を決定しています。
- 年度によって新規貸与者が少ない年もあるので周知方法を考える必要があります。
- 給付型奨学制度が増えているため、無利子の奨学制度であったとしても、貸与希望者が減少傾向にあります。

施策の方向性

- 奨学金制度の周知を広げ、進学を希望する学生で奨学金貸与を希望する方に、幅広く貸与していきます。

基本施策（8） 結婚支援の充実

施 策 ① 結婚に対する機運の醸成

施策の目的

- 結婚や家庭について、若い世代の理解と関心を高めます。

現状と課題

- 若い世代の結婚や家庭に対する意識が変化する中、津和野町の婚姻件数は減少傾向にあります。
- 結婚・出産・子育てなどのライフイベントに関する情報提供を実施していく必要があります。
- 子ども若者意識調査の結果において、「今後結婚したいと思いますか」の間に、19歳～29歳の58.5%が「結婚したい」と回答している一方で、結婚していない理由としては「適当な相手に巡り合わない」の回答が多く見られました。

施策の方向性

- 企業等と連携して、結婚・妊娠・出産・子育てについて必要な知識を得たり、人生設計について考えたりするための講座等を実施します。

基本施策（9） 悩みや不安を抱える若者や家族への相談支援の充実

施 策 ① こども家庭センターを中心とした相談体制の充実

施策の目的

- 全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ母子保健・児童福祉が一体的に相談支援を行い、個々の家庭に応じた切れ目のない支援により虐待の予防や子育て支援の充実を図ります。

現状と課題

- 令和4年度よりこども家庭センターを設置し、母子保健と児童福祉が連携して妊娠期から子育て家庭に寄り添いながら相談体制を構築しています。
- こども家庭センターは子育て家庭のみならず、こども・若者の相談先としても位置付けられており、より広く周知が必要です。
- 不登校の長期化や高校中退等による子どもの困難な状況が継続するなかで、家庭のみが居場所となり、孤立している状況があります。

施策の方向性

- 職員の専門性の向上を目指すとともに、地域資源の開拓、子育て家庭との顔の見える関係づくりを目指します。
- 困った時にはこども家庭センターへ相談するという認識を持ってもらうよう地域への周知を行います。
- 教育委員会と連携し、子どもの居場所の提供や、月2回の引きこもり相談会によりこどもとその家族を支援します。

重点推進事項6 子育て当事者への支援

基本施策（10）子育てや教育に関する経済的負担の軽減

施 策 ① 妊婦・出産にかかる経済的支援

施策の目的

- 妊婦健診等の費用の公費負担や通院のための費用を助成することにより、妊娠・出産にかかる経済的負担を軽減します。

現状と課題

- 妊娠・出産の関わる通院や分娩については、町内に産科がなく近隣市町村の病院を利用することになり、通院費の負担をはじめ安心・安全な出産を支援していく必要があります。
- 県内の医療機関を受診した場合は全額公費負担となっていますが、県外の医療機関を受診された場合、一部の方に自己負担金が発生することがあります。
- 経済的な理由で妊婦健診を受診できない事態を防ぎ、安心安全な妊娠・出産につながっています。
- 医療機関において分娩・通院する必要がある場合、通院費の一部を助成し、令和6年より、産後健診（2回）分も助成範囲として拡大し、上限を18回としています。

施策の方向性

- 妊婦健診において、県外医療機関受診の場合に一部発生している自己負担額の軽減策を検討します。
- 医療機関との連携と妊産婦通院補助金や妊産婦通院サポート事業等の活用で妊産婦の負担軽減を行います。

施 策 ② 医療費助成制度

施策の目的

- すべての子どもの健やかな成長のため、乳幼児から高校生を対象に、医療費の全額助成（無料化）を行うことで、経済的負担の軽減を図ります。

現状と課題

- 県外受診等で資格証が利用できない場合の償還払いでの支払が一定数発生しています。
- 子ども等医療と未熟児養育医療や育成医療等の併用で、県外での窓口負担軽減となっています。
- 県内では子ども等医療のみで窓口負担が無料となるため、他の医療制度の申請を行わない方もおられます。

施策の方向性

- 各種医療費助成制度の周知により、利用者の負担が軽減される環境整備を進めます。

施 策 ③ 保育料の無償化

施策の目的

- 全ての子どもを対象に保育料を無償化することにより、子育て世帯の負担軽減を図ります。
- 保育料が無償化されることで、特に女性の就労意欲が高まることが期待されます。保育所に子どもを預けやすくなり、働きやすい環境が整います

現状と課題

- 全ての子どもが無償化になったことに伴い、未満児の入所が増加傾向です。
- 未満児の入所が増加しているため、保育所の職員不足が発生しています。

施策の方向性

- 職員の人材確保について支援を検討します。
- 年度途中の入園が増えているため、各保育所との連携が必要です。

施 策 ④ 保育所等での主食及びおむつの無償化

施策の目的

- 給食の主食である米及び紙おむつを町内保育所に配置し、無償化することで保護者の経済的負担軽減を図ります。

現状と課題

- 各家庭からの昼食時の主食及びおむつを持参する必要がなくなり、経済的負担軽減だけでなく、恒常的な家事や育児の負担軽減にもつながっています。
- 子育て支援センターでもおむつを配置し、センター利用者は無償で利用できます。
- 物価高騰もあり、経費が増加傾向にあります。

施策の方向性

- 引き続き子育て家庭の負担軽減を図ります。

施 策 ⑤ 各手当制度の充実と情報提供

施策の目的

- 子育てに関する経済的支援を行うことにより、安心して子育てができる環境づくりを目的としています。

現状と課題

- 各種手当制度について、必要な支援や情報提供を行う必要があります。

施策の方向性

- 低所得者やひとり親家庭等への支援のため、国・県・町の連携の中で手当制度の充実に努めます。
- 必要な情報を保護者等が適正に取得できるよう、制度の周知を進めます。

施 策 ⑥ 要保護及び準要保護児童生徒援助制度

施策の目的

- 学用品や給食費など、児童生徒の学校教育に必要な経費の支払いでお困りの保護者の方に対して、その負担を軽減します。

現状と課題

- 援助が必要な家庭が制度を利用できるように、文書の配布だけでなく、入学説明会の中で制度の説明を行っています。

施策の方向性

- 児童生徒が学校生活で困ることがないように、学校や関係機関との連携を密にし、制度の周知を行います。

基本施策（11） 地域における子育て支援、家庭教育の支援

施 策 ① 親子の交流や相談の場の充実

施策の目的

- 子育て中の親の孤独感や不安感を緩和し、地域の子育て支援機能の充実を図り子どもの健やかな育ちを支援することを目的とします。

現状と課題

- 町内に4か所の子育て支援センターを設置し、それぞれが工夫を凝らしたイベントを開催しています。また、月に数回土曜日に開所し、子育て家庭の交流の場となっています。
- 出生数の減少や、保育所への入園により利用者が減少傾向にあります。

施策の方向性

- 子育てに関する不安感や負担感を緩和し、安心して子育てができるよう、子育て中の親子が気軽に集い、交流や仲間づくりを行うことができる場の設置を促進します。

施 策 ② ファミリーサポート事業

施策の目的

- 子育て家庭の仕事と育児の両立を支援し、安心して働ける環境を整備するため、地域における子育てを互いに支え合うネットワークづくりの推進を図ります。

現状と課題

- 核家族や、週末に就労されるご家庭などの利用者が多くみられます。平日の日中は、町内の全保育所で一時預かり事業を実施しているため、安価な一時預かり事業を利用される方が多いです。
- 預けたい会員は増えていますが、預かる会員が少ないことが課題となっています。

施策の方向性

- 広報等を利用して会員募集の啓発により預かり会員を増やし、会員同士の交流を進め、いざという時に預けやすい関係の構築を進めます。

施 策 ③ 保育事業の充実

施策の目的

- 保護者の就労形態の多様化等による様々な保育サービスのニーズに対応し、育児負担の軽減を図ります。
- 安全・安心な環境の中で、子どもの健やかな成長と保護者の子育てを支援します。

現状と課題

- 一時預かり事業は（週末に就労されている家族や）一時的に帰省された家族等や、未就園の子育て家庭のレスパイトとしての利用があります。
- 町内の保育所では、休日保育や夜間保育等には対応できていないため、保護者の就労状況によっては町外の保育所への入所を希望される方も一定数おられます。
- 町内7園がそれぞれの特色を生かした保育を行っており、子育て家庭が園を選択することができています。
- 保育士不足のため、〇歳児の年度途中での入園が難しい状況が続いている。

施策の方向性

- 休日保育や夜間保育等には対応できていないため、ニーズ等も調査し検討していきます。

施 策 ④ 子育て世帯への訪問支援事業（家事・育児支援）（再掲）

施策の目的

- 家事・育児支援員派遣による一時的な援助により、家庭での困難や不安を解消することを目的とします。

現状と課題

- 妊娠、出産、子育てという大きな環境変化は心身に負担がかかることがあります。特に移住者家庭や近くに頼れる人がいない場合は顕著です。
- 家事や育児を手伝ってもらうということは少し抵抗があるご家庭もありますが、徐々に理解が進み、気軽に利用できる事業となってきています。利用された方は「もっと早く利用すればよかった。」など、前向きな感想ばかりです。
- 利用者は増加傾向にあるものの、支援員の確保が課題となっています。

施策の方向性

- 子育て支援員を確保しつつ、事業の利用により子育て家庭の負担の軽減に取り組みます。
- 子育てを地域で担う意識の醸成を図り、利用しやすい事業となるよう広報や情報提供に努めます。

基本施策（12） 安心して子育てや仕事に取り組むことができる環境づくり

施 策 ① 道路や公共施設の整備推進

施策の目的

- こどもが安心して生活できる生活環境を確保し、健やかに成長するため、こどもと子育てに配慮した町づくりを進めます。

現状と課題

- 町内の道路や公共施設におけるバリアフリー化や、公共施設等における子育て支援設備の整備が不十分です。
- 住宅等の整備については、新たに建て替え等を必要とする場合、子育て環境を考慮した整備を推進する必要があります。

施策の方向性

- 道路や公共施設において、こども連れに配慮した整備・充実に努めます。

施 策 ② 遊び場・居場所の確保

施策の目的

- 自然に恵まれた環境を活かした遊びを支援するため、地域活動団体等に対する情報提供や人材育成などの活動支援機能の整備を図ります。

現状と課題

- 安全面等の問題から、自然に恵まれた環境を活かした遊びが十分にできていません。
- 公園等の整備について保護者等からの要望はあるが、財政面や維持管理等の問題から整備が進んでいない現状があります。

施策の方向性

- 放課後子ども教室や地域活動団体等による、自然と触れ合う遊びや体験を推進します。
- 公共施設を有効活用し、こどもの遊び場・居場所の確保に努めます。

施 策 ③ 男性の家事・育児への参加促進と社会的な機運の醸成

施策の目的

- 男性も家事・育児に主体的に取り組むよう、意識改革に取り組みます。

現状と課題

- 多くの女性が働きながら子育てをしている一方で、男性の家事・育児にかかる時間は女性に比べると少ない状況です。
- 男性の家事・育児への積極的参加を促していく必要があります。

施策の方向性

- 子育て等を仕事と両立させることができ、安心して働き続けられる環境を整えるため、経営者・管理職の意識改革や職場環境の改善等に積極的に取り組む事業者を支援します。
- 誰もが自分のライフスタイルを大切にしながら安心して働くことができるよう、関係機関と連携しながら職場環境の改善に向けた取組等の普及活動を推進します。

基本施策（13）ひとり親家庭への支援

施 策 ① 相談支援体制の充実

施策の目的

- 孤立しやすいひとり親家庭への相談・支援体制の充実を図ります。

現状と課題

- 異婚等によりひとり親家庭となる世帯は増加傾向にあり、それによる子どもの養育環境の変化は多方面に影響がある場合が多くなっています。
- ひとり親家庭の方が抱えている様々な課題や個別ニーズについて、相談を受け必要な支援につなぐことができるよう、相談窓口や支援策の周知を行う必要があります。
- 男性のひとり親が増加しています。ひとり親支援制度は女性に焦点を当てたものが多いため、男性への支援拡充が必要です。

施策の方向性

- 相談窓口や支援策の周知を行い、必要な支援につなげます。

施 策 ② 経済的支援（児童扶養手当、遺児手当等）

施策の目的

- ひとり親家庭への経済的支援を行います。

現状と課題

- 手当の受給に関しては認識している方が多いですが、税金や年金分割等までは認識がない方がみられます。
- ひとり親家庭の生活の安定や児童の福祉の増進を図るための支援が必要です。
- 子どもの進学に関して不安を持たれる方が多く、特に養育費が支払われていない家庭では顕著で、子どもが経済的な理由で将来を諦めることがないよう、広く情報提供をしていく必要があります。

施策の方向性

- 児童扶養手当や遺児手当について、制度の周知を図るとともに、適切な支給及びプライバシー保護に配慮した事務運営を行います。
- 福祉医療費助成制度により、ひとり親家庭の医療費負担を軽減します。

基本理念Ⅱ 特に支援が必要な子どもと家庭が安心して暮らせる社会づくり

重点推進事項7 特に支援が必要な子どもの健やかな生活の支援

基本施策（14）子どもの貧困対策

施 策 ① 生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業

施策の目的

- 子どものいる生活困窮世帯に対して、就労や家計・健康状態や生活上の様々な課題について、適切な支援へ繋ぎ、困窮状態からの回復を図ります。

現状と課題

- 新規相談は直近5ヶ年では新型コロナウィルス感染症が流行した令和3年度が最も多くなり以降は減少傾向にあります。
- 困窮状況が続いている世帯も一定数あり、継続的な支援を要する状況があります。

施策の方向性

- 事業委託している津和野町社会福祉協議会等の関係機関と連携を密にするとともに、制度周知を行います。

施 策 ② 住居確保給付金の支給

施策の目的

- 離職等により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれがある世帯に対し、住居確保給付金を支給することにより、安定した住居の確保と就労自立による困窮状態の解消を図ります。

現状と課題

- 住居確保給付金について対象や支給に係る要件があることが一因か、申請実績はありません。

施策の方向性

- 事業委託している津和野町社会福祉協議会等の関係機関と連携を密にするとともに、制度周知を行います。

施 策 ③ 生活保護世帯への扶助や支援

施策の目的

- 生活保護世帯へ各種扶助を行い、生活を保障し受給世帯の日常生活の自立、経済的な自立、社会的な自立を図ります。

現状と課題

- 全国的に子のある困窮世帯について、経済的な課題以外にも様々な課題・要因が複合的に重なり合っていることがあります。世帯の支援は福祉事務所職員のみならず、様々な関係機関等と連携・協力することが必要です。

施策の方向性

- こどものいる世帯については、世帯の希望に沿いながら各種関係機関と緊密な連携を行い、こどもが社会的な自立へと繋がるよう、他法他施策を活用し支援を行います。

施 策 ④ 要保護及び準要保護児童生徒援助制度（再掲）

施策の目的

- 学用品や給食費など、児童生徒の学校教育に必要な経費の支払いでお困りの保護者の方に対して、その負担を軽減します。

現状と課題

- 援助が必要な家庭が制度を利用できるように、文書の配布だけでなく、入学説明会の中で制度の説明を行っています。

施策の方向性

- 児童生徒が学校生活で困ることがないように、学校や関係機関との連携を密にし、制度の周知を行います。

基本施策（15） 障がい児支援・医療的ケア児等への支援

施 策 ① 特別な支援を必要とする児童生徒への支援

施策の目的

- 一人ひとりのニーズを把握し個に応じた指導等、きめ細かな教育を目指しています。

現状と課題

- 児童生徒数が減少する中で、特別な支援を必要とする児童生徒の割合は増加しています。
- 教育的支援を必要としている児童生徒に対して、非常勤講師や支援員を配置しサポートしています。
- 子育て応援ファイルを配付することにより、子どもの成長過程を記録し、受けてきた支援の内容を集約することで、支援者同士が情報共有でき、機関を超えた一貫した支援につなげている。

施策の方向性

- 特別支援教育を推進するため、個別の教育支援計画の策定やその活用を図ります。

施 策 ② 障がい児支援・医療的ケア児支援施策の充実

施策の目的

- 個々の発達の状態や障がい特性に応じて、困りごとの解決と、将来の自立と社会参加を目的として支援します。
- 医療的ケアが必要な子どもと家族が安心して生活できるよう支援します。

現状と課題

- 福祉サービスの利用に際し、町内に児童発達支援事業所がないため、保護者の送迎に負担がかかっています。
- 町内で福祉サービスを利用できる体制を整備していくことが必要です。
- 医療的ケア児支援は年1回関係機関と情報共有の場を持ち、圏域の状況確認や今後の支援方針等検討しています。

施策の方向性

- 保護者等から相談があった場合、各関係機関と連携を取り支援に繋げています。

基本施策（16）児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

施 策 ① こどもを虐待から守る意識の啓発

施策の目的

- 家庭や学校、地域等の社会全般にわたり、児童虐待問題に対する関心と理解を深めます。

現状と課題

- 年2回町内の保育所、小中学校を通じて子育て家庭に通告義務や児童虐待防止及び相談先を掲載したチラシを配布しています。
- 体罰によらない子育てについても掲載していますが、子育て家庭の児童虐待への認識はあまり高くないことが課題となっています。

施策の方向性

- 引き続き、通告の義務や通告先、相談窓口について広く周知し、児童虐待防止に取り組む機運の醸成を図ります。

施 策 ② 児童虐待の未然防止と早期発見、早期対応

施策の目的

- 児童虐待からこどもを守るため、発生予防から早期発見、早期対応等総合的な支援を行います。

現状と課題

- 児童虐待の未然防止や早期発見のためには、気になるレベルでの早期支援を行うなど、妊娠・出産・子育てに関して相談しやすい体制を充実し、乳幼児健康診査、乳児家庭全戸訪問事業等を通じて、妊娠・出産・育児に支援を必要とする家庭を早期に把握することが重要です。
- 虐待は決して許されるものではありませんが、不適切な養育につながる可能性のある家庭の支援ニーズを早期にキャッチし、子育ての困難や不安を分かち合うことで、子育てに困難を感じる家庭や子どものSOSを早期に把握し、具体的な支援を行う必要があります。

施策の方向性

- 要保護児童対策地域協議会を中心とし、関係機関と連携しながらこどもを虐待から守る地域ぐるみの支援体制の充実に取り組みます。

施 策 ③ ヤングケアラーへの支援

施策の目的

- 本来大人が担うと想定されている家族のお世話などを日常的に行っているヤングケアラーを必要な支援につなぎます。

現状と課題

- 子ども若者意識調査の結果において、「お世話をしている家族はいる」と回答した割合は小学生で 11.4%、中学生で 3.6%、高校生相当で 3.4%となっています。今後はより具体的な調査による実態把握が必要です。
- 学童期以降の生活実態の把握は所属校からの情報によるものが多いです。地域全体でヤングケアラーへの理解を深めることにより、学校では見えてこない実態がある可能性もあります。

施策の方向性

- 関係機関と連携してヤングケアラーの実態把握をすすめ、必要な支援につなげていきます。

施 策 ④ 当事者である子どもの権利擁護

施策の目的

- 家庭支援を行う上で、当事者である子どもの意見を聴取りし、反映した支援計画を策定します。

現状と課題

- 困難を抱えた家庭支援の際、多くは保護者や関係機関の意見により支援計画を策定しますが、子ども自身の思いや願いを取り入れることで、それまで見えなかった視点での計画策定が可能になります。
- こども自身が安心して自分の意見を表明できる環境を整えることが必要です。

施策の方向性

- 児童相談所等と連携し、子どもの権利擁護推進に向けの対応に取り組みます。

基本施策（17） こども・若者の自死対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

施 策 ① 自死総合対策の推進

施策の目的

- 誰も自死に追い込まれることのない津和野町の実現を基本理念とし、生きることの包括的支援を推進します。

現状と課題

- 津和野町では子どもの自死はないが、若者（30歳代まで）の自死が増加傾向であり、様々な困難を抱える対象者への支援や孤立防止のための体制整備が課題となっています。

施策の方向性

- 個人によって状況や事情も異なっていることから、それぞれに置かれている状況に沿った支援を行うことや、適切な支援が行き届くような取り組みを推進します。

施 策 ② 正しい知識の普及啓発と理解促進

施策の目的

- 誰も自死に追い込まれることのない津和野町の実現を基本理念とし、生きることの包括的支援を推進します。

現状と課題

- 学校環境適応感尺度調査を実施し、いじめや不登校などの可能性の高い子どもを早期に発見・対応はできています。
- こどもが周囲に助けをもとめられるよう SOS の出し方等の周知や教育の推進が課題です。

施策の方向性

- こども・若者の自死対策の1つとして、「児童生徒のSOSの出し方に関する教育」を基本施策として掲げ、SOSの出し方教育の実施に向けた環境づくり及びSOSの出し方に關する教育の実施を推進します。

基本理念Ⅲ 全ての子どもが個人として尊重され、幸せな暮らしを送ることができる社会づくり

重点推進事項8 こども・若者の権利が尊重され、活躍できる環境づくり

基本施策（18） こども・若者の権利についての理解を深める取組の推進

施 策 ① 人権研修の実施

施策の目的

- 子どもの人権について知り、それを保障した関わりを根付かせることを目的としています。

現状と課題

- 保育所に勤務している職員は年に1度研修会を開催しています。
- 保育所以外でこどもと関わる職員に対しての研修が課題です。

施策の方向性

- こどもに関わる全ての大人が年に1度は子どもの人権について学び、考える機会を創出します。

施 策 ② こども・若者の権利についての啓発活動

施策の目的

- 子どもの権利をこども自身が理解し、地域全体でこどもを守る体制を構築します。

現状と課題

- 子ども若者意識調査の結果において、「子どもの権利を知っている」と答えた割合は、小学生で21.5%、中学生で26.8%、高校生相当で48.3%となっています。
- こども自身が自分を大切にできるよう幼い頃からの権利教育が必要です。

施策の方向性

- こどもが自身の持つ権利を理解し、発言できるよう取り組みを進めます。

基本施策（19） たくましい子どもの育ちを支え、若者が活躍できる社会づくり

施 策 ① 地域全体で子ども・若者を育む意識の醸成

施策の目的

- 心身ともに健やかに成長できる環境の整備や、地域全体で子どもを育む意識向上を図り、子どもの健全育成を推進します。

現状と課題

- 核家族化がすすみ、地域で子どもを育てる意識が低くなりつつあります。
- 家庭、学校、地域、行政が連携し、子どもが主体となった活動を推進し、その意見や行動力を子どもの育成や地域活性化に活かす取り組みが必要です。

施策の方向性

- 子どもの居場所づくりや主体的な社会参画活動の充実を図り、次世代を担う子どもの育成を進めます。

施 策 ② 子どもの生きる力の育成

施策の目的

- 子どもが心身ともに健やかに成長できる環境づくりを推進します。

現状と課題

- 生活や遊びを通じて人とのコミュニケーション力や思考力、表現力などを育み、社会の一員として生きていく基礎を培うために、乳幼児期から発達段階に応じた保育・教育を受けることができる環境を整備する必要があります。
- 生活環境や家庭形態の多様化により、子ども達の置かれている状況は様々であり、体験活動の機会が得られずに、その個性や能力を十分に伸ばすことができない状況も考えられるため、すべての子ども達が学びを深めることができる環境づくりが必要です。

施策の方向性

- 乳幼児期からの一人ひとりに応じたきめ細やかな指導・支援を通じて、自らを認め、大切にできるよう取り組みます。

第4章 子ども・子育ての事業計画

1. 区域設定

子ども・子育て支援法第61条第2項の規定により、市町村は、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件および教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して教育・保育提供区域を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示すことされています。

本町では、保育所等の配置状況や子どもの人数を勘案し、町全域を1区域として設定します。

2. 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

(1)1号認定(3~5歳、保育施設等での保育の必要性がない子ども)

年 度	R7	R8	R9	R10	R11
① 量の見込み	6	5	4	4	4
②確保の内容	特定教育・保育施設 (保育所等)	10	10	10	10
	特定地域型保育事業 (小規模保育等)	0	0	0	0
	計	10	10	10	10
② - ①	4	5	6	6	6

■確保方策

1号認定子どもは少数ではあるが一定量のニーズがあるため認定こども園を中心に確保していく。

認定こども園については、町内に1園あるが、引き続き普及、推進をして受け皿の確保をしていく。

(2)2号認定(3~5歳、保育施設等での保育の必要性がある子ども)

年 度	R7	R8	R9	R10	R11
① 量の見込み	86	76	66	59	53
②確保の内容	特定教育・保育施設 (保育所)	67	67	67	67
	特定地域型保育事業 (小規模保育)	22	22	22	22
	計	89	89	89	89
② - ①	3	13	23	30	36

■確保方策

2号認定子どもは保育所、認定こども園および小規模保育事業所において対応する。

また、希望者には近隣市町村への広域入所を実施し、保護者の就労状況等に沿った保育の確保を行なう。

(3)3号認定(0～2歳、保育施設等での保育の必要性があるこども)

年 度	R7	R8	R9	R10	R11
① 量の見込み	63	54	57	54	51
②確保の内容	特定教育・保育施設 (保育所)	43	43	43	43
	特定地域型保育事業 (小規模保育)	21	21	21	21
	計	64	64	64	64
② - ①	1	10	7	10	13

■確保方策

3号認定こどもは保育所、認定こども園および小規模保育事業所において対応する。

また、希望者には近隣市町村への広域入所を実施し、保護者の就労状況等に沿った保育の確保を行なう。

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1)利用者支援事業

1. 利用者支援事業（こども家庭センター型）

○事業概要

こどもおよびその保護者等、または妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行なうとともに、関係者との連絡調整等を実施し、支援するもの。

	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み（箇所）	1	1	1	1	1
②確保の内容（箇所）	1	1	1	1	1
②-①	0	0	0	0	0

■確保方策

主として『津和野町こども家庭センター（来る未）』で実施することとする。

2. 利用者支援事業（妊娠等包括相談支援事業型）

○事業概要

妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行うもの。

	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み（回）	17	15	12	12	11
②確保の内容（回）	17	15	12	12	11
②-①	0	0	0	0	0

■確保方策

主として『津和野町こども家庭センター　来る未』で実施することとする。

(2)延長保育事業

○事業概要

やむを得ない理由により通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において保育所や認定こども園等で保育を受けた際に、保護者が支払うべき時間外保育の費用の全部又は一部の助成を行うことにより、必要な保育を確保する事業。

	R7	R8	R9	R10	R11
① 量の見込み（人）	67	64	62	56	56
② 確保の内容（人）	67	64	62	56	56
②-①	0	0	0	0	0

■確保方策

町内の保育所および認定こども園、小規模保育事業所において実施する。

(3)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

○事業概要

保護者が就労等により、昼間保護者が不在となる家庭の小学生を対象に放課後・休校日等に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業。

	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み(人)	119	110	110	106	101
小学校1年生	21	30	24	22	25
小学校2年生	17	14	24	18	16
小学校3年生	28	18	19	26	20
小学校4年生	21	20	15	17	21
小学校5年生	21	16	18	11	12
小学校6年生	11	12	10	12	7
②確保方策	119	110	110	106	101
登録児童数(人)	119	110	110	106	101
施設数(箇所)	5	5	5	5	5
②-①	0	0	0	0	0

■確保方策

既存の5施設(きべっこクラブ・畠迫あじさい児童クラブ・つわのっこクラブ・日原ひまわりクラブ・あおぞらクラブ)において実施する。

(4)子育て短期支援事業(ショートステイ)

○事業概要

保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合および経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設その他の保護を適切に行うことができる施設において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらの児童およびその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする事業。

	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み(人日)	2	2	2	2	2
②確保方策	2	2	2	2	2
延べ人数(人日)	2	2	2	2	2
施設数(箇所)	2	2	2	2	2
②-①	0	0	0	0	0

■確保方策

これまで利用実績はないが、保護者からのニーズに対応できるよう施設と契約を結んでいる。

(5)乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)

○事業概要

生後4ヶ月未満の乳児がいるすべての家庭を保健師等が訪問し、乳児の健康、成長・発達を確認し、子育てに関する情報提供や保護者の育児不安の解消を図るための事業。

		R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み（人）		17	15	12	12	11
確保方策	事業実施予定 (実施：1 未実施：0)	1	1	1	1	1
	実施体制（人）	2	2	2	2	2
	実施機関	津和野町	津和野町	津和野町	津和野町	津和野町

■確保方策

対象者全員への訪問を『津和野町こども家庭センター 来る未』で実施することとする。

(6)養育支援訪問事業

○事業概要

特に支援が必要な家庭を保健師等が訪問し、保護者の育児・家事等の養育に関する相談・支援を行ない、適切な養育が行われるよう支援する事業。

		R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み（人）		2	2	2	2	2
確保方策	事業実施予定 (実施：1 未実施：0)	1	1	1	1	1
	実施体制（人）	1	1	1	1	1
	実施機関	津和野町	津和野町	津和野町	津和野町	津和野町

■確保方策

対象者全員へ必要な訪問支援を『津和野町こども家庭センター 来る未』で実施することとする。

(7)子育て世帯訪問支援事業

○事業概要

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とした事業。

※延べ人数

	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み（人）	1	1	1	1	1
②確保の内容（人）	1	1	1	1	1
②-①	0	0	0	0	0

■確保方策

これまで利用実績はないが、保護者からのニーズに対応できるよう体制を整備している。

(8)地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)

○事業概要

子育て中の家庭（おもに0～2歳の児童とその保護者）に対して、交流の場を提供・促進し、相談指導、情報提供等を行ない、地域における子育てを支援するための事業。

	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み（人回）	152	138	128	124	117
確保の内容（箇所）	4	4	4	4	4

■確保方策

津和野地域（直地保育園・津和野幼花園）、日原地域（日原保育園・山のこども園うしのしっぽ）において実施する。

(9)一時預かり事業

○事業概要

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児または幼児について、昼間、保育所等において一時的に預かる事業。

	R7	R8	R9	R10	R11	※延べ人数
① 量の見込み（人）	331	299	281	281	272	
② 確保の内容（人）	331	299	281	281	272	
②-①	0	0	0	0	0	

■確保方策

町内の保育所および認定こども園、小規模保育事業所において実施する。

(10)病児・病後児保育事業

○事業概要

児童が病気等の「回復期」や「回復期に至らない場合（当面の症状の急変が認められないこと）」に、入院治療の必要はないものの集団保育等が困難な期間において、保護者が仕事を休むことができない時などに、医療機関や保育所に併設した施設で児童を預かる事業。

	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み（人）	3	3	3	3	3
②確保の内容（人）	3	3	3	3	3
②-①	0	0	0	0	0

■確保方策

当面、病後児保育事業を日原保育園内に併設して実施する。

(11)ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

○事業概要

児童がいる子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進するとともに、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなど多様なニーズへの対応を図ることを目的とする事業。

	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み（人日）	3	3	3	3	3
②確保の内容（人日）	3	3	3	3	3
②-①	0	0	0	0	0

■確保方策

乳幼児を中心にニーズがあるため、受け手の確保に努め、事業を実施する。

(12)妊婦に対する健康診査

○事業概要

定期的に健診を受けることでお母さんの健康状態と赤ちゃんの発育状態を常にチェックし、安心・安全に妊娠期間を過ごしていただくことを目的とした事業。

		R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	対象者（人）	17	15	12	12	11
	健診回数(回)	238	210	168	168	154
確保方策	実施場所	県内外の一部医療機関	県内外の一部医療機関	県内外の一部医療機関	県内外の一部医療機関	県内外の一部医療機関
	実施体制	医療機関の体制による	医療機関の体制による	医療機関の体制による	医療機関の体制による	医療機関の体制による
	検査項目	血液検査等	血液検査等	血液検査等	血液検査等	血液検査等
	実施時期	妊娠 12～39 週まで				

■確保方策

健診の受診率向上のため普及啓発していく、事業を実施する。

(13)乳児等通園支援事業

○事業概要

保育所その他の内閣府令で定める施設において、乳児又は幼児であって満3歳未満のもの（保育所に入所しているものその他の内閣府令で定めるものを除く。）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業

			R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	0歳児	延べ人数 (人日)	0	1	1	1	1
	1歳児	延べ人数 (人日)	0	1	1	1	1
	2歳児	延べ人数 (人日)	0	0	0	0	0
	①合計（延べ人数）		0	2	2	2	2
確保方策	0歳児	延べ人数 (人日)	0	1	1	1	1
	1歳児	延べ人数 (人日)	0	1	1	1	1
	2歳児	延べ人数 (人日)	0	0	0	0	0
	②合計（延べ人数）		0	2	2	2	2
③過不足（②-①）			0	0	0	0	0

■確保方策

令和8年度から全自治体での事業を実施することになるため、体制を整備し、事業を推進する。

(14)産後ケア事業

○事業概要

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する事業

	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み（人日）	27	24	19	19	18
②確保の内容（人日）	27	24	19	19	18
②-①	0	0	0	0	0

■確保方策

利用率向上のため普及啓発を行い、継続的に事業を実施する。

(15)子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

○事業概要

市町村において、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）（以下「地域ネットワーク」という。）の要保護児童対策調整機関（以下「調整機関」という。）の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等（以下「地域ネットワーク構成員」という。）の専門性強化及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業が連携を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資することを目的とする事業。

	R7	R8	R9	R10	R11
事業実施予定 (実施:1 未実施:0)	1	1	1	1	1

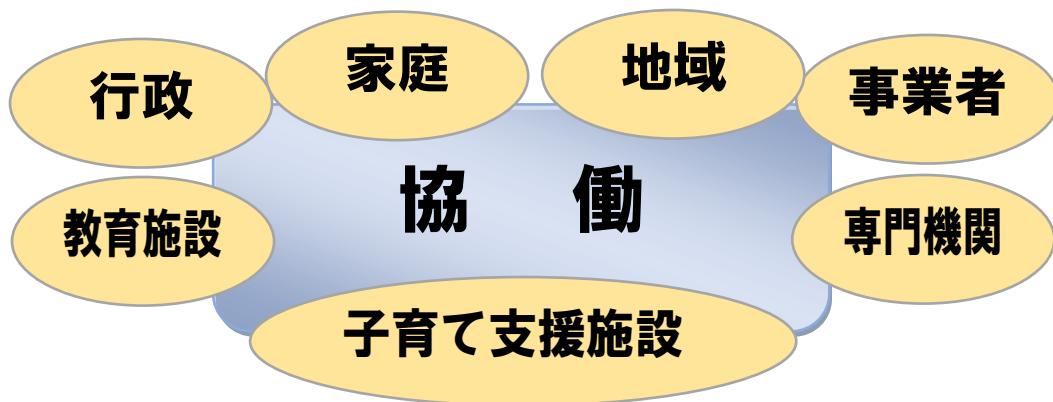
■確保方策

要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関等と連携を図り、事業を実施する。

第5章 計画の推進

1. 推進体制

本計画の推進にあたっては、国や県等の関係機関との連携を図ると共に、地域や関係団体の協力が必要不可欠です。そのため、計画を広く周知し、目指すべき方向等について理解を深め、行政と住民がそれぞれの役割を担いながら、一体となって取り組みを進めていきます。



2. 計画の点検・評価

計画策定後は、各事業の実施状況及び計画全体を点検・評価のうえ、津和野町子ども・子育て支援推進会議等へ報告し、その意見等を改善に活かします。

3. 計画の見直し

各事業については、財政状況等を踏まえつつ、今後の社会情勢、経済状況などの変化に柔軟に対応し、改善や見直しなどの必要な措置を講じていき、必要に応じて計画の見直しを行ないながら、推進していきます。